

会員代表者各位

証券会員制法人札幌証券取引所  
理事長 小池 善明

アンビシャスの信頼性向上及び活性化のための上場制度の整備等に伴う  
「有価証券上場規程」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「有価証券上場規程」等の一部改正を行い、平成24年6月1日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、本所が開設する新興・成長企業向け市場であるアンビシャスを「近い将来における既存市場（以下：「本則市場」という）へのステップアップを視野に入れた、中小・中堅企業向けの育成市場」として市場コンセプトを再確立するとともに、そのコンセプト明確化のために、アンビシャスから本則市場への市場変更を促進するため本則市場を含めた対応を行う一方、信頼性向上のための上場制度上の対応や、上場後にビジネスモデルが崩壊し業績の低迷が続く企業を退出させる新たな廃止基準を新設することとし、併せて、近年の経済環境等を踏まえ、継続性・収益性に関する上場審査基準の見直しを行うなど、所要の制度整備を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

## I. 改正概要

### 1. アンビシャスのコンセプト明確化に伴う措置

#### (1) 市場変更の場合の緩和等

##### ①時価総額基準の緩和

- ・アンビシャスから本則市場へ市場変更する場合の市場変更審査の時価総額基準については、6億円以上とします。

##### ②変更審査料の特例

- ・アンビシャス上場後3年以内に市場変更する場合の上場市場の変更審査料は無料とします。

##### ③提出資料の簡素化

- ・アンビシャスから本則市場へ上場市場の変更を申請する際の添付書類である「推薦書」を不要とし、「上場市場の変更のための有価証券報告書Ⅱの部」など、提出書類の一部は省略できることとします。

##### ④市場特性の明確化

- ・本則市場から、アンビシャスへの市場変更に関する上場規則を廃止します。

#### (2) アンビシャスの株券上場審査基準の見直し

##### ①新規上場申請者の提出書類の見直し

- ・北海道に本店若しくは主要事業拠点を有しない新規上場申請者には、北海道内における事業活動又は事業計画の状況等、北海道との関連性（事業・人材・物資・金融面など）を記載した書面の提出を求めることとします。
- ・最近2年間において、営業利益を5,000万円以上計上している場合は、推薦書の成長性に関する事項の記載は要しないものとします。

## ②上場時価総額

- ・上場時の時価総額基準は廃止します。

## ③純資産の額

- ・上場時の純資産の額が1億円以上あることを要件とします。  
ただし、最近2年間において、営業利益を50百万円以上計上している場合は、上場時の純資産は「正」でも可能とします。

## ④株主数

- ・上場時100人以上の見込みとします。

## ⑤少数特定者持株比率

- ・本則市場と同様に上場の時まで少数特定者持株比率が80%以下になる見込みであることを要件とします。

## ⑥公募

- ・「上場に係る公募等」は審査基準の要件としないこととします。

### (3) 上場廃止基準の見直し

#### ①信頼性の向上に向けた廃止項目の新設

- ・4年間継続して営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローが負の場合において、1ヵ年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローが正とならないときは上場廃止とします。

#### ②その他廃止項目の見直し

- ・時価総額基準（2億円未満）について、アンビシャスに上場する会社については、新規上場後4年間は適用しないものとします。また、直前事業年度における純資産額が2億円以上あり、事業改善計画書等を提出している場合は、適用除外とします。
- ・少数特定者持株比率が80%を超えている場合において、1ヵ年以内に80%以下とならないときは上場廃止とします。
- ・株主数基準（100名未満）について、新たにアンビシャスに上場する会社については、新規上場後2年間は適用しないこととします。

### 2. 本則市場の株券上場審査基準の見直し等

#### ①純資産の額

- ・「上場時において」3億円以上となる見込みがあれば足りるものとします。

#### ②利益の額

- ・「経常利益」をいうものとします。

#### ③「企業の継続性及び収益性」の審査の見直し

- ・「企業の継続性及び収益性」の審査のうち、損益及び収支の見通しに関する観点では、利益計画及び収支計画が合理的に策定されており、その計画において安定的に利益計上することができる見込みがあることを確認することとします。

### 3. 上場審査プロセスの効率化のための取組等

#### ①標準上場審査期間の設定

- ・アンビシャスへの新規上場申請が行われた場合の上場審査については、「申請を受理してから2か月以内に完了」するよう努めるものとします。

#### ②引受審査内容の提供

- ・新規上場申請者の幹事会員は、公開指導及び引受審査の過程で特に留意した事項及び重点的に確認した事項を記載した書面を本所に提出することとします。

#### ③非上場の親会社等を有する場合の新規上場申請時の提出書類の見直し

- ・親会社等有価証券報告書に準じて作成した書面に代えて、「支配株主等に関する事項」及び「非上場の親会社等に関する決算情報」の内容を記載した書面の提出を求めることとします。

- ④新規上場申請前の合併等に関する提出書類の見直し
  - ・新規上場申請者が新規上場申請前に合併等を実施している場合に被合併会社の概要書等の提出を求める水準は、当該合併等が新規上場申請者の財務諸表等に与える影響が50%以上である場合とします。
- ⑤上場申請の不受理要件の見直し
  - ・新規上場申請者が解散会社となる合併等を予定している場合であっても、実質的な存続性が認められ、かつ、上場日以前に合併が実施される見込みがあるときには上場申請を受理します。

#### 4. 信頼性向上のための対応

- ①上場会社監査事務所による監査の義務付け
  - ・アンビシャスの新規上場申請者については、「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等について、上場会社監査事務所（日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所をいいます。以下同じ。）の監査を受けていることを要件とします。
- ②警告措置制度の導入
  - ・上場会社が、過去5年以内に企業行動規範に関する規則第2章（遵守すべき事項）及び上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2章（会社情報の適時開示等）に違反し公表措置を受けている場合において、再度、違反した場合には警告措置を行うことができるものとします。
  - ・上場会社が、本所が当該警告措置を行うことが必要と認めた日から起算して過去5年以内に公表措置及び警告措置を受けている場合、又は警告措置を2回受けている場合は上場契約違反等として上場廃止になります。
- ③上場管理料
  - ・上場管理料として、監理銘柄（審査中）及び特設注意市場に指定されている銘柄の審査・確認時において、100万円を請求することができるものとします。
  - ・同様に、適時開示規則及び企業行動規範に基づく改善報告書を提出した上場会社において、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した報告書（改善状況報告書）を提出した場合にも、上場管理料として50万円を請求することができるものとします。

#### 5. その他

- ・その他所要の改正を行うものとします。

## II. 施行日

平成24年6月1日より施行します。ただし、II 1（3）①に係る改正規則は、施行日に現に上場されている株券の発行者については、平成24年7月1日以後に開始する事業年度から適用します。II 1（3）②の少数特定者持株比率に係る改正規則は、施行日に現に上場されている株券の発行者については当分の間、これを適用しないものとします。

以 上

アンビシャスの信頼性向上及び活性化のための上場制度の整備等に伴う  
「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 有価証券上場規程別表の一部改正新旧対照表	8
3. 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	9
4. 企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表	15
5. 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	17
6. 株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する 有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	20
7. 東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	22
8. 会員における上場適格性調査体制に関する規則の一部改正新旧対照表	23
9. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	24
10. 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	25
11. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	28
12. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	42
13. 上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	58
14. 企業行動規範に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	59
15. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	60
16. 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表	66
17. 東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例の取扱い一部改正新旧対照表	68
18. 退職給付会計基準の適用等に関する有価証券上場規程に関する取扱い要領 の特例の一部改正新旧対照表	70

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1章 総則 (アンビシャス)</p> <p>第1条の2 本所は、本所の市場において、成長性が見込まれる企業の資金調達を容易にし、もって地域経済の活性化に資するとともに、投資者に新たな投資機会を提供することを目的として、成長企業の有価証券に係る上場制度を設ける。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2章 有価証券の新規上場 (新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(7)の2 アンビシャスへの新規上場申請者が、北海道に本店又は主要事業所等を有しない場合には、北海道における事業活動及び事業計画の状況等、北海道との関連性を記載した書面</u></p> <p><u>(7)の3 幹事会員が作成した公開指導及び引受審査の過程で特に留意した事項及び重点的に確認した事項を記載した書面</u></p> <p>(8)～(9) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>第1章 総則 (アンビシャス)</p> <p>第1条の2 本所は、本所の市場において、成長性が見込まれる企業<u>(北海道以外において、本所への上場を希望する企業を含む。)</u>の資金調達を容易にし、もって地域経済の活性化に資するとともに、投資者に新たな投資機会を提供することを目的として、成長企業の有価証券に係る上場制度を設ける。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2章 有価証券の新規上場 (新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(8)～(9) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

(4) 第1号から第3号の規定に基づき「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書の写しを提出する新規上場申請者が、連結財務諸表を作成すべき会社である場合 第1号から第3号までに規定する期間の末日における四半期貸借対照表。

(新設)

7～12 (略)

7～12 (略)

(本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例)

第4条の2 第2条第1項の規定にかかわらず、新規上場申請者が次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券の上場申請を行うことができるものとする。

(新設)

(1) 上場日以前に解散会社となる合併(上場会社が当事会社となる場合を除く。)

合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券を当該合併に際して交付する場合に限る。)

(2) 上場日以前に他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転(上場会社が当事会社となる場合を除く。)

当該他の会社又は当該他の会社の親会社(当該会社が発行者である株券を当該株式交換又は株式移転に際して交付する場合に限る。)

2 前項の規定により本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者は、第3条第1項から第10項まで及び第3条の2に規定する書類のほか、本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。

3 第1項の規定による本則市場への上場申請にあつては、第6条の4第1号及び第6条の5に規定する書類の提出は、第1項各号に定める者が提出するものとする。

4 第1項の規定により本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者についての株券上場審査基準第4条第1項の規定の適用については、同条第7号d中「新規上場申請者に係る株券」とあるのは「新規上場申請者が発行する株券」とする。

(アンビシャスへ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合)

第4条の3 第2条第1項の規定にかかわらず、新規上場申請者が、次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券のアンビシャスへの上場申請を行うことができるものとする。

(新設)

(1) 上場日以前に解散会社となる合併(上場会社が当事会社となる場合を除く。)

合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。)

(2) 上場日以前に他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転(上場会社が当事会社となる場合を除く。)

当該他の会社又は当該他の会社の親会社(当該会社が発行者である株券を当該株式交換又は株式移転に際して交付する場合に限る。)

2 前項の規定によりアンビシャスへ上場申請を行う新規上場申請者は、第3条第1項から第10項まで及び第3条の2に規定する書類のほか、本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。

3 第1項の規定によるアンビシャスへの上場申請にあつては、第6条の4第1号及び第6条の5に規定する書類の提出は、第1項各号に定める者が提出するものとする。

4 第1項の規定により、アンビシャスへ上場申

請を行う新規上場申請者についての株券上場審査基準第6条第1項の適用については、同条第4号d中「上場申請に係る株券」とあるのは「新規上場申請者が発行する株券」とする。

(上場市場の変更申請を行う上場会社が市場変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例)

第4条の4 上場会社は、次の各号に掲げる行為 (新設)

を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券の上場市場の変更申請を行うことができるものとする。

(1) 上場市場の変更日以前に解散会社となる合併

合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該合併に際して交付する場合に限る。）

(2) 上場市場の変更日以前に他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転

当該他の会社又は当該他の会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該株式交換又は株式移転に際して交付する場合に限る。）

2 前項の規定により本則市場への上場市場の変更申請を行う上場会社についての第11条の4第2項の規定の適用については、同項中「当該上場市場変更申請者が発行者であるすべての上場有価証券」とあるのは「当該上場市場の変更申請に係るすべての上場株券」とする。

3 第1項の規定により本則市場への上場市場の変更申請を行う場合にあっては、第11条の4第3項及び第4項に規定する書類のほか、本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。

4 第1項の規定により本則市場への上場市場の変更申請を行う上場会社についての株券上場審査基準第7条第1項の規定の適用については、

同項中「第4条第1項」とあるのは「第4条の2第4項の規定により読み替えて適用する第4条第1項」とする。

2 前項の規定により本則市場への上場市場の変更申請を行う上場会社についての第11条の4第2項の規定の適用については、同項中「当該上場市場変更申請者が発行者であるすべての上場有価証券」とあるのは「当該上場市場の変更申請に係るすべての上場株券」とする。

#### 第4章の3 上場市場の変更

第11条の4 上場有価証券のアンビシャスからの上場市場の変更（アンビシャス上場銘柄をアンビシャスに係る上場制度以外の上場制度に基づき上場する有価証券とすることをいう。以下同じ。）は、上場有価証券の発行者からの申請により行うものとする。ただし、当該上場市場の変更は、上場後1年間以上を経過していない場合には、申請できないものとする。

2 アンビシャスからの上場市場の変更を申請する者（以下「上場市場変更申請者」という。）は、当該上場市場変更申請者が発行者であるすべての上場有価証券について上場市場の変更申請を行うものとする

3 上場市場変更申請者は、本所所定の「上場市場変更申請書」及び「上場市場の変更申請に係る宣誓書」を提出するものとする。

4 前項に規定する「上場市場の変更申請書」には、上場市場変更申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した「上場市場の変更申請のための有価証券報告書」その他の本所が定める書類を添付するものとする。

#### 第4章の3 上場市場の変更

第11条の4 上場有価証券のアンビシャスからの上場市場の変更（アンビシャス上場銘柄をアンビシャスに係る上場制度以外の上場制度に基づき上場する有価証券とすることをいう。以下同じ。）及びアンビシャスへの上場市場の変更（アンビシャスに係る上場制度以外の上場制度に基づき上場する有価証券をアンビシャス上場銘柄とすることをいう。以下同じ。）は、上場有価証券の発行者からの申請により行うものとする。ただし、当該上場市場の変更は、上場後1年間以上を経過していない場合には、申請できないものとする。

2 アンビシャスからの上場市場の変更又はアンビシャスへの上場市場の変更を申請する者（以下「上場市場変更申請者」という。）は、当該上場市場変更申請者が発行者であるすべての上場有価証券について上場市場の変更申請を行うものとする

3 上場市場変更申請者は、本所所定の「上場市場変更申請書」を提出するものとする。

4 第3条第2項（第1号、第4号及び第6号から第9号までに限る。）及び第7項の規定は、前項に規定する「上場市場の変更申請書」に添付する書類について準用する。この場合において、これらの規定中「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と、「新規上場申請者」とある

5 本所は、上場市場の変更審査のため必要と認めるときには、上場市場変更申請者に対し前各項に規定する書類のほか参考となるべき報告又は資料の提出その他上場市場の変更審査に対する協力を求めることができるものとする。

(削る)

(上場市場の変更審査料)

第11条の5 上場市場変更申請者は、本所が定める金額の上場市場の変更審査料を、上場市場の変更申請日が属する月の翌月末までに納入するものとする。ただし、上場市場変更申請者が上場日の属する事業年度の末日から起算して3年以内に上場市場の変更申請を行う場合には、上場市場の変更審査料を支払うことを要しない。

(吸収合併等の場合の上場市場の変更)

第11条の7 (略)

2 上場会社(アンビシャスの上場会社を除く。)がアンビシャスの上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして本所が定める行為を行った場合で、当該上場会社の実質的な存続会社でないと本所が認めたときは、本所が定める日(当該上場会社が吸収合併等の場合の上場市場の変更に係る審査を希望する場合には、3年以内に本所が定める基準に適合しないとき)に、当該上場会社が発行者であるすべての上場有価証券について、本則市場からアンビシャスへの上場市場の変更を行うものとする。

のは「上場市場変更申請者」と、「有価証券上場申請書」とあるのは「上場市場の変更申請書」と、「有価証券の上場」とあるのは「上場有価証券の上場市場の変更」と読み替えるものとする。

5 第3条第11項の規定は、上場市場の変更審査について準用する。

6 上場市場変更申請者は、アンビシャスからの上場市場の変更又はアンビシャスへの上場市場の変更の申請を行う時に、本所所定の上場市場の変更申請に係る宣誓書を提出するものとする。

(上場市場の変更審査料)

第11条の5 上場市場変更申請者は、本所が定める金額の上場市場の変更審査料を、上場市場の変更申請日が属する月の翌月末までに納入するものとする。

(吸収合併等の場合の上場市場の変更)

第11条の7 (略)

2 上場会社(アンビシャスの上場会社を除く。)がアンビシャスの上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして本所が定める行為を行った場合で、当該上場会社の実質的な存続会社でないと本所が認めたときは、本所が定める日(当該上場会社が吸収合併等の場合の上場市場の変更に係る審査を希望する場合には、3年以内に本所が定める基準に適合しないとき)に、当該上場会社が発行者であるすべての上場有価証券について、既存市場からアンビシャスへの上場市場の変更を行うものとする。

3 会社が株券上場審査基準第4条第2項の適用を受けて上場した場合（新設合併、株式移転又は新設分割をする場合において、一の当事者が本則市場の上場会社であり、一の当事者がアンビシヤスの上場会社であって、かつ、本則市場の上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認める場合に限る。）において、3年以内に本所が定める基準に適合しないときは、当該会社が発行者であるすべての上場有価証券について、本則市場からアンビシヤスへの上場市場の変更を行うものとする。

4 前条第3項の規定は、前3項の場合に準用する。

#### 第7章 上場手数料及び年賦課金等

（上場手数料及び年賦課金等）

##### 第16条 （略）

2 前項に規定する上場手数料、年賦課金及びT D n e t 利用料のほか、本所は、本所が定める上場管理料を請求することができるものとする。

（再建中の会社に対する上場手数料等の免除）

第17条 前条の規定にかかわらず、上場会社が株券上場廃止基準第3条の2第1項に規定する審査を申請した場合で、第13条第3項に規定する「上場手数料等の免除申請書」を提出した場合には、再建計画の開示日以降3年間（再建計画の期間内に限る。）に到来する納入期において、上場手数料、年賦課金及び上場管理料を免除するものとする。

#### 付 則

この改正規定は、平成24年6月1日から施行する。

3 会社が株券上場審査基準第4条第2項の適用を受けて上場した場合（新設合併、株式移転又は新設分割をする場合において、一の当事者が既存市場の上場会社であり、一の当事者がアンビシヤスの上場会社であって、かつ、既存市場の上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認める場合に限る。）において、3年以内に本所が定める基準に適合しないときは、当該会社が発行者であるすべての上場有価証券について、既存市場からアンビシヤスへの上場市場の変更を行うものとする。

4 前条第3項の規定は、前2項の場合に準用する。

#### 第7章 上場手数料及び年賦課金等

（上場手数料及び年賦課金等）

##### 第16条 （略）

（新設）

（再建中の会社に対する上場手数料等の免除）

第17条 前条の規定にかかわらず、上場会社が株券上場廃止基準第3条の2第1項に規定する審査を申請した場合で、第13条第3項に規定する「上場手数料等の免除申請書」を提出した場合には、再建計画の開示日以降3年間（再建計画の期間内に限る。）に到来する納入期において、上場手数料及び年賦課金を免除するものとする。

有価証券上場規程別表の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1 株 券</p> <p>1 (略)</p> <p>2 上場市場の変更に係る上場手数料</p> <p>上場市場の変更を申請した株券の上場手数料は、1上場手数料の規定(同規定中「新規上場申請者の上場申請した株券の上場(アンビシャスへの上場を除く。)」とあるのは「アンビシャスからの上場市場の変更」と、「上場日の属する月の翌日末日まで」とあるのは「上場市場の変更日の属する月の翌月末日まで」と、「上場申請日」とあるのは「上場市場の変更申請日」と読み替える。)により算定される金額から、変更上場申請者が既に納入した上場手数料の金額の合計額を控除した額とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年6月1日から施行する。</p>	<p>第1 株 券</p> <p>1 (略)</p> <p>2 上場市場の変更に係る上場手数料</p> <p>上場市場の変更を申請した株券の上場手数料は、1上場手数料の規定(同規定中「新規上場申請者の上場申請した株券の上場(アンビシャスへの上場を除く。)」とあるのは「アンビシャスからの上場市場の変更」と、「上場日の属する月の翌日末日まで」とあるのは「上場市場の変更日の属する月の翌月末日まで」と、「上場申請日」とあるのは「上場市場の変更申請日」と、<u>「新規上場申請者の上場申請した株券のアンビシャスへの上場」とあるのは「アンビシャスへの上場市場の変更」と読み替える。</u>)により算定される金額から、変更上場申請者が既に納入した上場手数料の金額の合計額を控除した額とする。</p>

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査)</p> <p>第2条 株券の上場審査(アンビシャスへの上場申請が行われた株券に係るものを除く。)は、新規上場申請者並びに新規上場申請者及びその資本下位会社等により構成される新規上場申請者の企業グループ(以下「新規上場申請者の企業グループ」という。)に関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) 企業の継続性及び収益性 継続的に事業を営み、かつ、<u>安定的な収益基盤を有していること。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p><u>2 前項の上場審査は、有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類及び質問等に基づき行うものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の上場審査は、本所で定める期間以内に完了することを目途に行うものとする。</u></p> <p><u>4 第1項の規定は、第4条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者の株券の上場審査については、適用しない。</u></p>	<p>(上場審査)</p> <p>第2条 株券の上場審査(アンビシャスへの上場申請が行われた株券に係るものを除く。)は、新規上場申請者並びに新規上場申請者及びその資本下位会社等により構成される新規上場申請者の企業グループ(以下「新規上場申請者の企業グループ」という。)に関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) 企業の継続性及び収益性 継続的に事業を営み、かつ、<u>経営成績の見通しが良好なものであること。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 前項の規定は、第4条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者の株券の上場審査については、適用しない。</u></p>
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a 少数特定者持株数(大株主上位10名(明らかに固定的所有でないと認められる株式を除き、所有株式数の多い順に10名の株主をいう。以下この基準において同じ。)及び特別利害関係者(役員(役員持株会を含み、取締役、会計参与(会計参与が法人で</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a 少数特定者持株数(大株主上位10名(明らかに固定的所有でないと認められる株式を除き、所有株式数の多い順に10名の株主をいう。以下この基準において同じ。)及び特別利害関係者(役員(役員持株会を含み、取締役、会計参与(会計参与が法人で</p>

あるときは、その職務を行うべき社員を含む)、監査役、執行役(理事及び監事その他これらに準ずる者を含む)をいう。以下同じ。)、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権(総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権を含み、株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の過半数が保有されている会社(会社以外の法人を含む。)並びに関係会社及びその役員をいうものとする。以下同じ。)が所有する株式の総数に新規上場申請者が所有する自己株式数を加えた株式数をいう。以下同じ。)が、上場の時までに、上場株式数の80%以下になる見込みのあること。

- b 株主数(大株主上位10名及び特別利害関係者並びに新規上場申請者が自己株式を所有している場合の当該新規上場申請者を除く1単位の株式数以上の株式を所有する株主の数をいう。以下同じ。)が、上場の時までに、300人以上になる見込みのあること。

(3)・(4) (略)

(5) 純資産の額

上場日における純資産の額が3億円以上となる見込みのあること。

(6) 利益の額

最近1年間(「最近」の計算は、上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下同じ。)の利益の額が、5,000万円以上であること。

(7)～(9) (略)

(9)の2 上場会社監査事務所による監査

あるときは、その職務を行うべき社員を含む)、監査役、執行役(理事及び監事その他これらに準ずる者を含む)をいう。以下同じ。)、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権(総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権を含み、株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の過半数が保有されている会社(会社以外の法人を含む。)並びに関係会社及びその役員をいうものとする。以下同じ。)が所有する株式の総数に新規上場申請者が所有する自己株式数を加えた株式数をいう。)が、上場の時までに、上場株式数の80%以下になる見込みのあること。

- b 株主数(大株主上位10名及び特別利害関係者並びに新規上場申請者が自己株式を所有している場合の当該新規上場申請者を除く1単位の株式数以上の株式を所有する株主の数をいう。)が、上場の時までに、300人以上になる見込みのあること。

(3)・(4) (略)

(5) 純資産の額

上場申請日の直前事業年度の末日における純資産の額が3億円以上であること。

(6) 利益の額

最近1年間の利益の額が、5,000万円以上であること。

(7)～(9) (略)

(新設)

最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近1年間に終了する事象年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等について、上場会社監査事務所（日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所（日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）を含む。）（本所が適当でないと認める者を除く。）の法第193条の2の規定に準ずる監査又は四半期レビューを受けていること。

(10)・(11) (略)

2・3 (略)

(アンビシャスへの上場審査)

第5条 アンビシャスへの上場申請が行われた株券の上場審査は、新規上場申請者及び新規上場申請者の企業グループに関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) (略)

(2) 企業の収益性

安定的な収益基盤を有していること。

(3)～(5) (略)

2 前項の上場審査は、有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類及び質問等に基づき行うものとする。

3 第1項の上場審査は、本所が定める期間以内に完了することを目途に行うものとする。

4 第1項の規定は、次条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者の株券の上場審査については、適用しない。

(アンビシャスへの上場審査基準)

第6条 前条に規定する上場審査は、有価証券上場

(10)・(11) (略)

2・3 (略)

(アンビシャスへの上場審査)

第5条 アンビシャスへの上場申請が行われた株券の上場審査は、新規上場申請者及び新規上場申請者の企業グループに関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) (略)

(2) 企業の収益性

損益及び収支の見通しが良好なものであること。

(3)～(5) (略)

(新設)

(新設)

2 前項の規定は、次条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者の株券の上場審査については、適用しない。

(アンビシャスへの上場審査基準)

第6条 前条に規定する上場審査は、有価証券上場

規程第3条第2項第7号に基づく幹事会員が提出する書面について、本所が適当と認める者であって、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。

(1) 株式の分布状況

a 少数特定者持株数が、上場の時までに、上場株式数の80%以下になる見込みのあること。

b 株主数が、上場の時までに、100人以上となる見込みのあること。

(2) 純資産の額

上場日における純資産の額が1億円以上となる見込みのあること。ただし、最近2年間(「最近」の計算は、新規上場申請日の直前事業年度の末日を起算してさかのぼる。)における営業利益の額が5,000万円以上である場合は、純資産の額が正となる見込みのあること。

(2) の2～(5) (略)

規程第3条第2項第7号に基づく幹事会員が提出する書面について、本所が適当と認める者であって、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。

(1) 株式の分布状況

a 上場申請日から上場日の前日までの期間に、500単位以上の上場申請に係る株券の公募を行うこと。ただし、次の(a)又は(b)に掲げる新規上場申請者は、当該(a)又は(b)に定めるところによるものとする。

(a) 新規上場申請者が、国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合には、上場申請に係る株券の公募を要しないものとする。

(b) 新規上場申請者が、上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請が行われ、かつ、上場申請日から上場日の前日までの期間に上場申請に係る株券の公募を行わない場合には、本所が別に定める株式の数が、上場の時までに500単位以上となる見込みのあること。

b 特別利害関係者を除く1単位以上の株式を所有する株主の数が、上場の時までに、200人(前aの(b)の規定の適用を受ける場合には、同aの(b)に定める株式を所有する株主の数を含む。)以上となる見込みのあること。

(2) 純資産の額及び上場時価総額

純資産の額及び上場時価総額が、次のa又はbのいずれかに適合していること。

a 上場日における純資産の額が1億円以上であり、かつ、上場時価総額が3億円以上となる見込みのあること。

b 上場日における純資産の額が正であり、かつ、上場時価総額が5億円以上となる見込みのあること。

(2) の2～(5) (略)

2 (略)

(上場市場の変更審査)

第7条 第2条第1項及び第4条第1項(第8号及び第9号の2を除く。)の規定は、アンビシヤスからの上場市場の変更審査について準用する。この場合において、これらの規定中「上場審査」とあるのは「上場市場の変更審査」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「上場の時までに」とあるのは「上場市場の変更の時までに」と、「上場申請日」とあるのは「上場市場の変更申請日」と、「上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「市場変更申請日の直前事業年度の末日(市場変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日をいう。以下この条において同じ。)」と、それぞれ読み替えるものとする。

(削る)

2 前項において準用する第2条第1項各号に掲げる事項の審査は、有価証券上場規程第11条の4の規定に基づき上場市場変更申請者が提出する書類及び質問等に基づき行うものとする。

3 第1項において準用する第2条第1項に掲げる事項の審査は、本所が定める期間以内に完了することを目途に行うものとする。

付 則

2 (略)

(上場市場の変更審査)

第7条 第2条第1項及び第4条第1項の規定は、アンビシヤスからの上場市場の変更審査について準用する。この場合において、これらの規定中「上場審査」とあるのは「上場市場の変更審査」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「上場の時までに」とあるのは「上場市場の変更の時までに」と、「上場申請日」とあるのは「上場市場の変更申請日」と読み替えるものとする。

2 第5条及び第6条第1項の規定は、アンビシヤスへの上場市場の変更審査について準用する。この場合において、これらの規定中「上場申請が行われた」とあるのは「上場市場の変更申請が行われた」と、「上場審査」とあるのは「上場市場の変更審査」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「上場申請日」とあるのは「上場市場の変更申請日」と、「上場日」とあるのは「上場市場の変更日」と、「上場申請に係る株券」とあるのは「上場市場の変更申請に係る株券」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

- 1 この改正規程は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条、第4条及び第6条の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に新規上場申請を行う者から適用する。
- 3 改正後の第7条の規定は、施行日以後に上場市場の変更申請を行う者から適用する。
- 4 改正後の第4条第1項第9号の2（第6条第1項第5号の規定で適用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に上場申請を行う者から適用する。ただし、施行日以前から法第193条の2の規定に準ずる監査又は四半期レビューを受けている公認会計士又は監査法人により、次の各号に掲げるものについて当該監査又は四半期レビューを受けている場合には適用しない。
  - （1） 施行日以前又は施行日から2年以内に開始した事業年度及び連結会計年度の財務諸表等
  - （2） 施行日以前又は施行日から2年以内に開始した事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等

企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第2章 遵守すべき事項  <u>(上場会社監査事務所等による監査)</u></p> <p>第10条の3 <u>上場会社は、上場会社監査事務所</u>  <u>(日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登</u>  <u>録制度に基づき準登録事務所名簿に登録されて</u>  <u>いる監査事務所を含む。)の監査を受けるものと</u>  <u>する。</u></p> <p>第16条 <u>削 除</u></p> <p>第4章 公表等  (公表措置等)</p> <p>第19条 本所は、次の各号に掲げる場合であつて、本所が必要と認めるときは、その旨を公表することができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2 <u>上場会社が、過去5年以内に公表措置を受けている場合において、再度、前項に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、本所は、当該上場会社に対して警告を行う(以下「警告措置」という。)ができる。</u></p> <p>3 <u>上場会社が過去5年以内に警告措置を受けている場合において、再度、第1項に該当</u></p>	<p>第2章 遵守すべき事項</p> <p>(新設)</p> <p><u>(上場会社監査事務所等による監査)</u></p> <p>第16条 <u>上場会社は、日本公認会計士協会による上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている公認会計士等の監査を受けるよう努めるものとする。</u></p> <p>第4章 公表  (公表措置)</p> <p>第19条 本所は、次の各号に掲げる場合であつて、本所が必要と認めるときは、その旨を公表することができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 上場会社が会社法第331条、第335条、第337条又は第400条の規定に違反した場合</u></p> <p>2 <u>第5条から第8条までの規定のいずれかに違反した場合又は前項第3号に該当した場合は、上場会社は、直ちに本所に報告するものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

する場合には、前2項の規定にかかわらず、  
本所は、当該上場会社に対して警告を行うこ  
とができる。

(その他の公表措置等)

第19条の2 本所は、上場会社が会社法第3 (新設)

31条、第335条、第337条又は第40  
0条の規定に違反した場合であって、本所が  
必要と認めるときは、その旨を公表する事が  
できる。

2 企業行動規範に関する規則第5条から第  
8条までの規定のいずれかに違反した場合  
又は会社法第331条、第335条、第33  
7条若しくは第400条の規定に違反した  
場合は、上場会社は、直ちに本所に報告する  
ものとする。

付 則

この改正規定は、平成24年6月1日から施  
行する

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(アンビシャス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 上場時価総額</p> <p>上場時価総額が5億円に満たない場合(直前事業年度の末日における<u>純資産の額が5億円以上</u>であり、かつ、事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他本所が必要と認める事項を記載した書面(「<u>事業改善計画書等</u>」という。<u>以下同じ。</u>)を本所に提出している場合を除く。)において、9か月(事業改善計画書等を3か月以内に本所に提出しない場合にあつては、3か月)以内に5億円以上とならないとき(市況全般が急激に悪化した場合において、本所がこの基準によることが適当でないと認めたときにあつては、本所がその都度定めるところによる。)又は上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合において、3か月以内に当該数値以上とならないとき。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(5)の2 <u>業績</u></p> <p><u>最近4連結会計年度における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負である場合において、1か年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならないとき。</u></p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>(12) 上場契約違反等</p> <p>上場会社が上場契約について重大な違反を行った場合、有価証券上場規程第3条の</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(アンビシャス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 上場時価総額</p> <p>上場時価総額が5億円に満たない場合(直前事業年度の末日における<u>株主資本の額が20億円以上</u>であり、かつ、事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他本所が必要と認める事項を記載した書面(以下この号において「<u>事業改善計画書等</u>」という。)を本所に提出した場合を除く。)において、9か月(事業改善計画書等を3か月以内に本所に提出しない場合にあつては、3か月)以内に5億円以上とならないとき(市況全般が急激に悪化した場合において、本所がこの基準によることが適当でないと認めたときにあつては、本所がその都度定めるところによる。)又は上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合において、3か月以内に当該数値以上とならないとき。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>(12) 上場契約違反等</p> <p>上場会社が上場契約について重大な違反を行った場合、有価証券上場規程第3条の</p>

2又は第11条の4第3項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合

(13)～(20) (略)

(アンビシャス上場銘柄の上場廃止基準)

第2条の2 アンビシャス上場銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする

(1) 株式の分布状況

次のa又はbに該当する場合。ただし、本所が定めるところにより上場会社がaの(a)又はbに定める期間の最終日後(aの(b)の場合にあつては、審査対象事業年度の末日後)に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については、本所が定めるところにより取り扱うことができる。

a 少数特定者持株数が次の(a)又は(b)に該当する場合

(a) 少数特定者持株数が上場株式数の80%を超えている場合において、1か年以内に上場株式数の80%以下とならないとき。

(b) 少数特定者持株数が上場株式数の90%を超えている場合であつて、上場会社が本所が定める日までに本所が定める公募、売出し又は数量制限付分売予定書を本所に提出しないとき。

b 株主数が100人未満である場合において、1か年以内に100人以上とならないとき。

(2) 上場時価総額

上場時価総額が2億円に満たない場合(直前事業年度の末日における純資産の額が2億円以上であり、かつ、事業改善計画書等を本所に提出している場合を除く。)において、9

2又は第11条の4第6項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合

(13)～(20) (略)

(アンビシャス上場銘柄の上場廃止基準)

第2条の2 アンビシャス上場銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。

(1) 株式の分布状況

特別利害関係者を除く株主の数が100人未満である場合において、1か年以内に100人以上とならないとき。ただし、本所が定めるところにより上場会社が当該期間の最終日後に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の同日における株主数については、本所が定めるところにより取り扱うことができる。

(2) 上場時価総額

上場時価総額が2億円に満たない場合において、9か月(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他本所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に本所に提出し

か月（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他本所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に本所に提出しない場合にあつては、3か月）以内に2億円以上とならないとき（市況全般が急激に悪化した場合において、本所がこの基準によることが適当でないと認めるときにあつては、本所がその都度定めるところによる。）又は上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合において、3か月以内に当該数値以上とならないとき。

(3) (略)

(審査の資料)

第3条 第2条第2号、第5号及び第5条の2並びに前条第1号の審査は、上場会社の事業年度の末日現在の資料に基づいて審査を行う。

2 (略)

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の2第1号aの規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）に現に上場されている株券の発行者については、当分の間、これを適用しないものとする。
- 3 改正後の第2条第5号の2（第2条の2第3号で準用する場合を含む。）の規定は、施行日に現に上場されている株券の発行者については、平成24年7月1日以後に開始する事業年度から適用する。

ない場合にあつては、3か月）以内に2億円以上とならないとき（市況全般が急激に悪化した場合において、本所がこの基準によることが適当でないと認めるときにあつては、本所がその都度定めるところによる。）又は上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合において、3か月以内に当該数値以上とならないとき。

(3) (略)

(審査の資料)

第3条 第2条第2号及び第5号並びに前条第1号の審査は、上場会社の事業年度の末日現在の資料に基づいて審査を行う。

2 (略)

株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する  
有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株券上場廃止基準の特例)</p> <p>第2条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条各号及び第2条の2各号の規定の適用については、同基準第2条第5号(第2条の2第3号において読み替える場合を含む。)を次のとおりとする。</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社はその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき(当該上場会社が、企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内(当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。)にあっては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったときで、かつ、企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。)。ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内(dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。)には、債務超過の状態となってから2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</p>	<p>(株券上場廃止基準の特例)</p> <p>第2条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条各号及び第2条の2各号の規定の適用については、同基準第2条第5号(第2条の2第3号において読み替える場合を含む。)を次のとおりとする。</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社はその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき(当該上場会社が、企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内(当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。)にあっては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったときで、かつ、企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。)。ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内(dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。)には、債務超過の状態となってから2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</p>

a (略)

b 産活法第2条第25項に規定する特定認  
証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手  
続が実施された場合における産活法第49  
条に規定する特例の適用を受ける特定調停  
手続による場合も含む。）

c・d (略)

付 則

この改正規定は、平成24年6月1日から施  
行する。

a (略)

b 産活法第2条第25項に規定する特定認  
証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手  
続が実施された場合における産活法第49  
条に規定する特例の適用を受ける特定調整  
手続による場合も含む。）

c・d (略)

東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株券上場審査基準の特例) (削る)</p> <p>(削る)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、アンビシヤスからの上場市場の変更審査について準用する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年6月1日から施行する。</p>	<p>(株券上場審査基準の特例)</p> <p><u>第2条 新規上場申請者（上場申請日の直前事業年度の末日における純資産の額が、東日本大震災に起因する特別損失により3億円未満となっている者に限る。）が、上場申請を行うときにおける株券上場審査基準第4条第1項第5号の適用については、同基準第4条第1項第5号を次のとおりとする。</u></p> <p><u>(5) 純資産の額</u></p> <p><u>上場申請日の直前事業年度の末日における純資産の額に新規上場申請に係る公募による調達見込額を加算した額が3億円以上となる見込みのあること。ただし、本所が相当と認める場合は、当該直前事業年度の末日における純資産の額に代えて、当該直前事業年度の末日以後の日における純資産の額を用いることができるものとする。</u></p> <p><u>2 新規上場申請者（上場申請日の直前事業年度における利益の額が、東日本大震災に起因する特別損失により、株券上場審査基準第4条第1項第6号に適合しない者に限る。）が、上場申請を行うときにおける利益の額の取扱いについては、本所が別に定めるところによる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、アンビシヤスからの上場市場の変更審査について準用する。</p>

会員における上場適格性調査体制に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場適格性調査の実施)</p> <p>第3条 幹事会員は、次の各号に掲げる有価証券の新規上場申請を行おうとする<u>又は行った者</u>及びその企業グループについて、当該各号に定める事項に適合する見込みがあるかどうかの調査（以下「上場適格性調査」という。）を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(幹事会員の交代等があった場合の対応)</p> <p>第5条 幹事会員は、新規上場申請を行おうとする<u>又は行った者</u>に係る次の各号に掲げる事実を知ったときは、その理由を確認するとともに、当該確認した内容の合理性について十分な検討を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年6月1日から施行する。</p>	<p>(上場適格性調査の実施)</p> <p>第3条 幹事会員は、次の各号に掲げる有価証券の新規上場申請を行おうとする者及びその企業グループについて、当該各号に定める事項に適合する見込みがあるかどうかの調査（以下「上場適格性調査」という。）を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(幹事会員の交代等があった場合の対応)</p> <p>第5条 幹事会員は、新規上場申請を行おうとする者に係る次の各号に掲げる事実を知ったときは、その理由を確認するとともに、当該確認した内容の合理性について十分な検討を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(経過利子の計算において差し引く税額相当額)</p> <p>第21条 規程第26条に規定する税額相当額として 本所が定める額は、利子に<u>100分の20.315</u>を乗じて算出した額（円位未満を切り捨てる。）とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年6月1日から施行し、その売買の決済日後最初に到来する利払期日が平成25年1月1日以後の日である利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券の売買における経過利子の計算から適用する。</p>	<p>(経過利子の計算において差し引く税額相当額)</p> <p>第21条 規程第26条に規定する税額相当額として本所が定める額は、利子に<u>100分の20</u>を乗じて算出した額（円位未満を切り捨てる。）とする。</p>

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 上場株券が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その発行者の直前事業年度における利益の額（直前連結会計年度に係る連結損益計算書等（<u>連結損益計算書及び連結包括利益計算書、又は連結損益及び包括利益計算書をいう。</u>）に基づいて算定される利益の額（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」（同規則第67条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額）とのいずれか低い額に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。）をいう。ただし、審査対象期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない事業年度がある場合には、当該事業年度に係る利益の額は、損益計算書に基づいて算定される利益の額（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第95条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第95条の4により表示される「税引前当期純利益金額」又は「税引前当期純損失金額」（同規則第98条の2により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額）のいずれか低い金</p>	<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 上場株券が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その発行者の直前事業年度における利益の額（直前連結会計年度に係る連結損益計算書に基づいて算定される利益の額（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」（同規則第67条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額）とのいずれか低い額に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。）をいう。ただし、審査対象期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない事業年度がある場合には、当該事業年度に係る利益の額は、損益計算書に基づいて算定される利益の額（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第95条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第95条の4により表示される「税引前当期純利益金額」又は「税引前当期純損失金額」（同規則第98条の2により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額）のいずれか低い金額をいう。）をいうものとする。以下同じ。）が正である銘柄であるとき。</p>

額をいう。)をいうものとする。以下同じ。)が正である銘柄であるとき。

(4)～(9) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2.(1) b前段の規定は、前項第1号に規定する上場株式数について、株券上場廃止基準の取扱い1.(2) eの規定は、前項第2号 aに規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2.(2) aの(b)、(c)及び(e)、同dの規定は前項第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(6) aからbまで及びeからhまでの規定は前項第3号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い2.(5) b及びdからhまで並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(5) bの規定は前項第4号に規定する純資産の額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(1) b前段中「上場日において見込まれる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、株券上場審査基準の取扱い2.(1) b前段、同取扱い2.(2) aの(b)、(c)及び(e)、同d、同取扱い2.(5) b及びdからhまで並びに同取扱い2.(6) a、b及びeからhまでの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、2.(5) b及びdからhまでの規定中「直前四半期会計期間の末日」とあるのは「直前事業年度の末日」と、「四半期連結貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「四半期貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と読み替えるものとする。

3～7 (略)

(貸借銘柄の選定基準)

第3条 (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2.(1) b前段の規定は前項第2号に規定する上場株式数について、株券上場廃止基準の取扱い1.(2) eの規定は、前項第3号 aに規定する少数特定者持株

(4)～(9) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2.(1) b前段の規定は、前項第1号に規定する上場株式数について、株券上場廃止基準の取扱い1.(2) eの規定は、前項第2号 aに規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2.(2) aの(b)、(c)及び(e)、同dの規定は前項第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(6) bからdまで及びfからiまでの規定は前項第3号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い2.(5) a及びcからgまで並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(5) bの規定は前項第4号に規定する純資産の額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(1) b前段中「上場日において見込まれる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、株券上場審査基準の取扱い2.(1) b前段、同取扱い2.(2) aの(b)、(c)及び(e)、同d、同取扱い2.(5) a及びcからgまで並びに同取扱い2.(6) b、c及びfからiまでの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。

3～7 (略)

(貸借銘柄の選定基準)

第3条 (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2.(1) b前段の規定は前項第2号に規定する上場株式数について、株券上場廃止基準の取扱い1.(2) eの規定は、前項第3号 aに規定する少数特定者持株

数の算定について、株券上場審査基準の取扱い  
2. (2) aの(b)、(c)、(e)、(f)及び同  
dの規定は前項第3号に規定する少数特定者持  
株数及び株主数について、株券上場廃止基準の  
取扱い1. (3) dの規定は前項第4号に規定す  
る売買高について、株券上場審査基準の取扱い  
2. (6) aからcまで及びeからhまでの規定  
は前項第5号に規定する利益の額について、株  
券上場審査基準の取扱い2. (5) b及びdから  
hまで並びに株券上場廃止基準の取扱い1.  
(5) bの規定は前項第6号に規定する純資産  
の額についてそれぞれ準用する。この場合にお  
いて、株券上場審査基準の取扱い2. (1) b前  
段中「上場日において見込まれる上場申請に係  
る」とあるのは「選定日における」と、同取扱  
い2. (1) b前段、同取扱い2. (2) aの(b)、  
(c)及び(e)、同d、同取扱い2. (5) b  
及びdからhまで並びに同取扱い2. (6) aか  
らcまで及びeからhまでの規定中「新規上場  
申請者」とあるのは「上場会社」と、株券上場  
廃止基準の取扱い1. (3) d中「bに規定する  
日からさかのぼって1年以内」とあるのは「審  
査対象事業年度の末日を含む月の翌々月の末日  
からさかのぼって原則として6か月以内」と読  
み替えるものとする。

3～9 (略)

#### 付 則

この改正規定は、平成24年6月1日から  
施行する。

数の算定について、株券上場審査基準の取扱い  
2. (2) aの(b)、(c)、(e)、(f)及び同  
dの規定は前項第3号に規定する少数特定者持  
株数及び株主数について、株券上場廃止基準の  
取扱い1. (3) dの規定は前項第4号に規定す  
る売買高について、株券上場審査基準の取扱い  
2. (6) bからdまで及びfからiまでの規定  
は前項第5号に規定する利益の額について、株  
券上場審査基準の取扱い2. (5) a及びcから  
gまで並びに株券上場廃止基準の取扱い1.  
(5) bの規定は前項第6号に規定する純資産  
の額についてそれぞれ準用する。この場合にお  
いて、株券上場審査基準の取扱い2. (1) b前  
段中「上場日において見込まれる上場申請に係  
る」とあるのは「選定日における」と、同取扱  
い2. (1) b前段、同取扱い2. (2) aの(b)、  
(c)及び(e)、同d、同取扱い2. (5) a  
及びcからgまで並びに同取扱い2. (6) bか  
らdまで及びfからiまでの規定中「新規上場  
申請者」とあるのは「上場会社」と、株券上場  
廃止基準の取扱い1. (3) d中「bに規定する  
日からさかのぼって1年以内」とあるのは「審  
査対象事業年度の末日を含む月の翌々月の末日  
からさかのぼって原則として6か月以内」と読  
み替えるものとする。

3～9 (略)

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) 第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、Ⅰの部及びⅡの部から成るものとし、次のaからeまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がアンビシャスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部とし、新規上場申請者（アンビシャスへの上場を申請する者を除く。）が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由によりⅡの部を作成することができない場合に限る。）には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部及び本所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。</p> <p>a～bの2 （略）</p> <p>c 新規上場申請者がアンビシャスへの上場を申請する者である場合には、a及びbの規定にかかわらず、「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」は、<u>上場申請に係る株券の公募又は売出しに係る有価証券届出書</u>と同一の記載様式とすることができる。</p> <p>d 新規上場申請者（アンビシャスへの新規上場申請者を除く。以下このd及び次のdの2において同じ。）が最近1年間（上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼる。以下この2.、6.、8.及び10.における「最近」の起算について同じ。）又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の（a）又は（b）に掲げる行為を行っている場合（（a）に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社（財務諸</p>	<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) 第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、Ⅰの部及びⅡの部から成るものとし、次のaからeまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がアンビシャスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部とし、新規上場申請者（アンビシャスへの上場を申請する者を除く。）が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由によりⅡの部を作成することができない場合に限る。）には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部及び本所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。</p> <p>a～bの2 （略）</p> <p>c 新規上場申請者がアンビシャスへの上場を申請する者である場合には、a及びbの規定にかかわらず、「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」は、<u>株券上場審査基準第6条第1項第1号aに規定する公募</u>に係る有価証券届出書と同一の記載様式とすることができる。</p> <p>d 新規上場申請者（アンビシャスへの新規上場申請者を除く。以下このd及び次のdの2において同じ。）が最近1年間（上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼる。以下この2.、6.、8.及び10.における「最近」の起算について同じ。）又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の（a）又は（b）に掲げる行為を行っている場合（（a）に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社（財務諸</p>

表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が行っている場合を含む。）は、a及びbの規定により作成する「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に当該（a）又は（b）に定める財務計算に関する書類（当該「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載されているもの及び本所が添付を要しないものとして認めるものを除く。）を添付するものとする。ただし、当該（a）又は（b）に掲げる行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えないときは、この限りでない。

（a） 合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併及び株券上場審査基準第4条第2項第1号に該当する合併を除く。（4） f及びgの（a）並びに10. aにおいて同じ。）

合併当事会社（新規上場申請者及びその子会社を除く。（4） f及びgの（a）において同じ。）に係る当該合併の直前の事業年度及び連結会計年度の財務諸表等（連結財務諸表を作成すべき会社でない場合及び連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、連結財務諸表を除くものとし、法の規定に従って財務諸表等を作成することが著しく困難であると認められる場合は、会社法の規定に従って作成された貸借対照表及び損益計算書とすることができる。）

（b） （略）

dの2～e （略）

（2） （略）

（3） 新規上場申請者がアンビシャスへの上

表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が行っている場合を含む。）は、a及びbの規定により作成する「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に当該（a）又は（b）に定める財務計算に関する書類（当該「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載されているもの及び本所が添付を要しないものとして認めるものを除く。）を添付するものとする。ただし、当該（a）又は（b）に掲げる行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えないときは、この限りでない。

（a） 合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併及び株券上場審査基準第4条第2項第1号に該当する合併を除く。（5） f及びgの（a）並びに10. aにおいて同じ。）

合併当事会社（新規上場申請者及びその子会社を除く。（5） f及びgの（a）において同じ。）に係る当該合併の直前の事業年度及び連結会計年度の財務諸表等（連結財務諸表を作成すべき会社でない場合及び連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、連結財務諸表を除くものとし、法の規定に従って財務諸表等を作成することが著しく困難であると認められる場合は、会社法の規定に従って作成された貸借対照表及び損益計算書とすることができる。）

（b） （略）

dの2～e （略）

（2） （略）

（3） 新規上場申請者がアンビシャスへの上

場を申請する者である場合には、当該新規上場申請者の幹事金融商品取引業者は、第7号に規定する推薦書に、当該新規上場申請者（その企業グループを含む。）が高い成長の可能性を有していると認められる者である旨及びその理由（成長性に関する事項という。以下同じ）について記載するものとする。ただし、最近2年間における営業利益が5,000万円以上ある場合は、成長性に関する事項についての記載は要しない。

- (4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、アンビシャスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで及びjに規定する書類については、添付を要しない。

a～c（略）

d 新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）で、かつ、持株会社になった日の子会社が複数あるときは、当該期間のうち持株会社になる前の期間における当該複数の子会社の結合財務情報に関する書類（2.（1）dの規定により「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載されるものを除く。」）

dの2～m（略）

mの2 上場申請に係る株券が国内の金融商品取引所に上場されている株券以外の株券

場を申請する者である場合には、当該新規上場申請者の幹事金融商品取引業者は、第7号に規定する推薦書に、当該新規上場申請者（その企業グループを含む。）が高い成長の可能性を有していると認められる者である旨及びその理由について記載するものとする。

- (4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、アンビシャスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで及びjに規定する書類については、添付を要しない。

a～c（略）

d 新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）で、かつ、持株会社になった日の子会社が複数あるときは、当該期間のうち持株会社になる前の期間における当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書若しくは四半期損益計算書を連結又は結合した損益計算書（新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後持株会社になった場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表若しくは貸借対照表を連結又は結合した貸借対照表を含む。）を添付するものとする。

dの2～m（略）

（新設）

である場合において、上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わないときは、上場申請に係る株券の評価額に関する資料

n～nの3 (略)

nの4 新規上場申請者が親会社等（親会社等が会社である場合に限るものとし、親会社等が複数ある場合にあつては、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいい、その影響が同等であると認められる場合にあつては、いずれか一つの会社をいうものとする。）を有している場合（上場後最初に到来する事業年度の末日において親会社等を有しないこととなる見込がある場合を除く。）には、当該親会社等の事業年度若しくは中間会計期間（当該親会社等が四半期財務諸表提出会社である場合には、四半期累計期間）又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間（当該親会社等が四半期連結財務諸表提出会社である場合には、四半期連結累計期間）に係る直前の決算の内容を記載した書面。ただし、次の（a）又は（b）に掲げる場合を除く。

（a） 当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合

（b） 当該親会社等が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている株券の発行者であり、かつ、当該親会社等又は当該外国金融商品取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合

o アンビシャスへの新規上場申請者は、次の書類

（a）～（c） (略)

（削る）

n～nの3 (略)

nの4 新規上場申請者が、株券上場審査基準の取扱い1.（2）dの（d）の口の（ロ）又は4. aの（d）の口の（ロ）に規定する親会社等を有している場合は、当該親会社等が開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」に準じて作成した本所が適当と認める書類（当該親会社等が外国会社である場合にあつては、当該親会社等が開示府令第15条第2号イに規定する「第8号様式」に準じて作成した本所が適当と認める書類）

o アンビシャスへの新規上場申請者は、次の書類

（a）～（c） (略)

（d） 株券上場審査基準第6条第1項第1号aただし書の規定の適用を受ける

p 支配株主又は財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社を有する新規上場申請者にあつては、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い2.の(3)に定める支配株主等に関する事項を記載した書面(上場後最初に到来する事業年度の末日において支配株主又は財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)

(5) (略)

9. 第3条(新規上場申請手続)第12項関係

(1)・(2) (略)

(3) 第12項に規定する「当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a～d (略)

dの2 2.(4) nの2の(b)、nの4及びpに規定する書類

e・f (略)

10. 第4条(申請の不受理)関係

新規上場申請者が次のa又はbに該当する場合には、上場申請を受け付けないものとする。

a 上場申請日以後、同日の直前事業年度の末日から2年以内に、合併(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併及び株券上場審査基準第4条第2項第1号に該当する合併を除く。)、会社分割(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の会社分割を除く。)、子会社化若しくは非子会社化又は事

場合は、上場申請に係る株券の評価額に関する資料

(新設)

(5) (略)

9. 第3条(新規上場申請手続)第12項関係

(1)・(2) (略)

(3) 第12項に規定する「当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a～d (略)

dの2 2.(4) nの2の(b) 及びnの4に規定する書類

e・f (略)

10. 第4条(申請の不受理)関係

新規上場申請者が次のa又はbに該当する場合には、上場申請を受け付けないものとする。

a 上場申請日の属する事業年度の初日以後、合併、分割、子会社化若しくは非子会社化若しくは事業の譲受け若しくは譲渡を行った場合又は上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年以内に行う予定のある場合(合併、分割並びに事業の譲受け及び譲渡については、新規上場申請者の子会社が行った又は行う予定のある場合を含

業の譲受け若しくは譲渡（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の事業の譲受け又は譲渡を除く。）を行う予定のある場合（合併、分割並びに事業の譲受け及び譲渡については、新規上場申請者の子会社が行う予定のある場合を含む。）であって、新規上場申請者が当該行為により実質的な存続会社でなくなると本所が認めたとき。ただし、当該合併（合併を行った場合に限る。）が実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められる場合及び当該分割が上場会社から事業を承継する人的分割（承継する事業が新規上場申請者の主要な事業となるものに限る。）であると認められる場合は、この限りでない。

- b 新規上場申請者が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を上場申請日の直前事業年度の末日から2年以内に行う予定のある場合（上場日以前に行う予定のある場合を除く。）

10. の2 第4条の2（本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）関係

- (1) 第1項の規定に基づき上場申請を行う場合には、原則として、「有価証券上場申請書」その他の書類の提出、参考となるべき報告、資料の提出、上場審査に対する協力、上場審査料等の納入その他所要の手続きについては、合併、株式交換又は株式移転が行われる前の期間においては新規上場申請者が行うものとし、合併、株式交換又は株式移転が行われた後は同項各号に定める者が行うものとする。

- (2) 第2項に規定する本所が定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

- a 第1項に規定する合併、株式交換又は株式移転を決議した取締役会の議事録の写し

（上場申請日前に行われた行為にあつては、当該行為を行う前の新規上場申請者）が当該行為により実質的な存続会社でなくなっている又はなくなると本所が認めたとき。ただし、当該合併（合併を行った場合に限る。）が実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められる場合及び当該分割が上場会社から事業を承継する人的分割（承継する事業が新規上場申請者の主要な事業となるものに限る。）であると認められる場合は、この限りでない。

- b 新規上場申請者が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年以内に行う予定のある場合

（新設）

(会社法第370条の規定により取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含む。)

b 次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に掲げる書類

(a) 合併を予定している場合

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い5. (3)

e に掲げる書類

(b) 株式交換を予定している場合

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い5. (3)

d の3 に掲げる書類

(c) 株式移転を予定している場合

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い5. (3)

d の4 に掲げる書類

c 第1項第1号又は第2号に定める者について記載した第3条第2項第2号、第3号、第5号、第8号の2、2(4) b、c の2、j、1及びnの3並びに第3条第5項第3号に掲げる書類。

(3) 第1項の規定の適用を受けて本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者は、第3条第12項に規定する書類のほか、前(2) c に掲げる書類のうち、同条第2項第3号及び2. (4) n の3 に掲げる書類を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(4) 第1項の規定の適用を受けて本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者についての11. の4の規定の適用については、「新規上場申請者」とあるのは「上場申請に係る株券の発行者」とする。

(5) 第1項の規程の適用を受けて本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者についての株券上場審査基準の取扱い2. の規定の

適用については、2.(2) a (b)、(c)、2.(2) b (a) ロ、2.(2) b (b) ロ「新規上場申請者」とあるのは「上場申請に係る株券の発行者」と、同項2.(2) b 中「上場申請に係る株券」とあるのは「新規上場申請者が発行する株券」と同項2.(2) c (a) 及び2.(2) d 中「株券の発行者である新規上場申請者」とあるのは「株券を上場申請する新規上場申請者」とする。

(6) 第1項の規定の適用を受けて本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者についての株券上場審査基準の取扱い2.(3)の規定の適用については、2.(3) a 中「発行者である新規上場申請者」とあるのは「上場申請する新規上場申請者」と、2.(3) a (a) 中「いずれか低い価格」とあるのは「いずれか低い価格を第4条の2第1項に規定する合併、株式交換又は株式移転に係る比率で調整した価格」と、2.(3) b 中「株券の評価額」とあるのは「株券の評価額)を第4条の2第1項に規定する合併、株式交換又は株式移転に係る比率で調整した価格」とする。

(7) (1) から前(6)のほか、第1項に規定する場合における新規上場申請手続、上場審査その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所がその都度定める。

#### 10. の3 第4条の3 (アンビシャスへ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例) 関係

(1) 第1項の規定に基づき上場申請を行う場合には、原則として、「有価証券上場申請書」その他の書類の提出、参考となるべき報告、資料の提出、上場審査に対する協力、上場審査料等の納入その他所要の手続きについては、合併、株式交換又は株式移転が

(新設)

行われる前の期間においては新規上場申請者が行うものとし、合併、株式交換又は株式移転が行われた後は同項各号に定める者が行うものとする。このほか、新規上場申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所がその都度定める。

(2) 第2項に規定する本所が定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

a 第1項に規定する合併、株式交換又は株式移転を決議した取締役会の議事録の写し(会社法第370条の規定により取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含む。)

b 次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に掲げる書類

(a) 合併を予定している場合

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い5.(3)

eに掲げる書類

(b) 株式交換を予定している場合

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い5.(3)

dの3に掲げる書類

(c) 株式移転を予定している場合

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い5.(3)

dの4に掲げる書類

c 第1項第1号又は第2号に定める者について記載した第3条第2項第2号、第3号、第5号、第8号の2、2(4)b、cの2、j、1及びnの3並びに同条第5項第3号に掲げる書類。

(3) 第1項の規定の適用を受けてアンビシャスへ上場申請を行う新規上場申請者は、第3条第12項に規定する書類のほか、前(2)cに掲げる書類のうち、同条第2項第3号及び2.(4)nの3に掲げる書類

を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(4) 第1項の規定の適用を受けてアンビシヤスへ上場申請を行う新規上場申請者についての11.の4の規定の適用については、同項中「新規上場申請者」とあるのは「上場申請に係る株券の発行者」とする。

(5) 第1項の規定の適用を受けてアンビシヤスへ上場申請を行う新規上場申請者についての株券上場審査基準の取扱い5.(1)の規定の適用については、同取扱い5.(1)中「2.(2)」とあるのは「10の2.(3)の規定により読み替えて適用する同取扱い2.(2)」とする

10の4. 第4条の4（上場市場の変更申請を行う上場会社が市場変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）関係

(1) 第1項の規定に基づき上場市場の変更申請を行う場合には、原則として、「上場市場の変更申請書」その他の書類の提出、参考となるべき報告、資料の提出、上場市場の変更審査に対する協力、上場市場の変更審査料等の納入等については、合併、株式交換又は株式移転が行われる前の期間においては上場市場の変更申請を行う者が行うものとし、合併、株式交換又は株式移転が行われた後は同項各号に定める者が行うものとする。

(新設)

(2) 第3項に規定する本所が定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

a 第1項に規定する合併、株式交換又は株式移転を決議した取締役会の議事録の写し（会社法第370条の規定により取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含む。）

b 第1項第1号及び第2号に定める者につ

いて記載した第3条第2項第2号、第3号、第5号、第8号の2、2.(4) b、cの2、j、l及びnの3並びに同条第5項第3号に掲げる書類。

(3) 第1項の規定の適用を受けて上場市場の変更申請を行う上場会社は、前(2) bに定める書類のうち、第3条第2項第3号及び2.(4) nの3に掲げる書類を上場市場の変更前及び変更後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(4) (1)から前(3)のほか、第1項に規定する場合における上場市場の変更申請の手続、上場市場の変更審査その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所がその都度定める。

#### 16. 第11条の4（上場市場の変更）関係

(1) 第4項に規定する「上場市場の変更のための有価証券報告書」は、直前事業年度の有価証券報告書をもって代用することができるものとする。

(2) 第4項に規定する「本所が定める書類」とは第3条第2項第1号、第6号、2(3) b、2(3) cの2、2(3) jに掲げる書類及び本所が上場市場の変更審査のため相当と認める書類をいうものとする。

(削る)

(削る)

#### 16. 第11条の4（上場市場の変更）関係

(1) 第4項において準用する第3条第2項第5号に掲げる書類については、次に定めるところによる。

a 2.(1)本文の規定を準用する。

b 「上場市場の変更申請のための有価証券報告書（Iの部）」は、直前事業年度の有価証券報告書と同一の記載内容とする。

(2) 第4項において準用する第3条第2項第9号に掲げる書類については、2.(4) (a、c、gからiまで及びkからmまでを除く。)の規定を準用する。

(3) 第4項において準用する第3条第7項において定める書類については、6.の規定を準用する。

(4) 第3条第7項第3号及び2.(1) bの2の規定は、「上場市場の変更申請のための有価証券報告書（Iの部）」について準用する。この場合において、2.(1) bの2中「最近」の計算は、新規上場申請日の直前

17. 第11条の5（上場市場の変更審査料）関係

(1) 第11条の5に規定する「本所が定める金額」は100万円とする。

(2) (略)

18. 第11条の7（吸収合併等の場合の上場市場の変更）関係

(1) 第1項に規定する本所が定める行為とは、株券上場廃止基準の取扱い1.(9)aに定める行為をいう。この場合において、同a中「非上場会社」とあるのは「本則市場の上場会社」と読み替える。

(2)～(8) (略)

20. 第16条（上場手数料及び年賦課金等）関係

(1) 第16条第2項に規定する本所が定める上場管理料は、次のaからcに掲げる区分に従い、aからcに定める金額とする。

a 上場有価証券の発行者が監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条第1号aに規定する監理銘柄（審査中）に指定された場合

事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下同じ。」とあるのは「最近」の計算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日（上場市場の変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日をいう。）を起算日としてさかのぼる。」と読み替える。

17. 第11条の5（上場市場の変更審査料）関係

(1) 第11条の5に規定する「本所が定める金額」は100万円とする。ただし、上場市場変更申請者が当該上場市場の変更申請による前に上場市場の変更申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場市場の変更申請日の属する事業年度の初日から起算して3年以内に上場市場の変更申請を行う場合には、その半額とする

(2) (略)

18. 第11条の7（吸収合併等の場合の上場市場の変更）関係

(1) 第1項に規定する本所が定める行為とは、株券上場廃止基準の取扱い1.(9)aに定める行為をいう。この場合において、同a中「非上場会社」とあるのは「既存市場の上場会社」と読み替える。

(2)～(8) (略)

(新設)

100万円

b 特設注意市場銘柄に指定された銘柄の発行者が株券上場廃止基準第3条の5第2項の規定に基づき内部管理体制確認書を提出した場合

100万円

c 上場有価証券の発行者が上場有価証券の発行者の適時開示等に関する規則第14条の2に規定する改善状況報告書を提出した場合

50万円

(2) 第2項に規定する「上場管理料」は、本所が指定する日までに納入するものとする。

21. 第21条(テクニカル上場時の引継ぎ) 関係  
第21条に規定する本所が定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) ~ (4) (略)

別添1

新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について

2. (1) d 及び同 (4) g に規定する「重要な影響」については、I に定めるところにより、合併当事会社又は新規上場申請者等の財務諸表等における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額の各項目に係る影響度 (II に掲げる算式により計算した割合をいう。以下同じ。) を算出して、決定するものとする。

I 合併、会社分割、子会社化若しくは非子会社化又は事業の譲受け若しくは譲渡 (以下この別添1において「合併等」という。) に係る影響度が、いずれかの項目で50%以上である場合は、重要な影響があるものとして取り扱う。

II (略)

20. 第21条(テクニカル上場時の引継ぎ) 関係  
第21条に規定する本所が定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) ~ (4) (略)

別添1

新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について

2. (1) d 及び同 (4) g に規定する「重要な影響」については、I に定めるところにより、合併当事会社又は新規上場申請者等の財務諸表等における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額の各項目に係る影響度 (II に掲げる算式により計算した割合をいう。以下同じ。) を算出して、決定するものとする。

I 合併 (新規上場申請者が東京又は大阪証券取引所のいずれかの上場会社である場合を除く。以下同じ。)、分割、子会社化若しくは非子会社化又は事業の譲受け若しくは譲渡 (以下「合併等」という。) に係る影響度が、いずれかの項目で20%以上である場合は、重要な影響があるものとして取り扱う。

II (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、この改正規定施行の日以後に新規上場申請を行う者から適用する。

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場審査）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a 第1号関係</p> <p>(a) <u>新規上場申請者の企業グループの事業計画が、そのビジネスモデル、事業環境、リスク要因等を踏まえて、適切に策定されていると認められること。</u></p> <p>(b) <u>新規上場申請者の企業グループが今後において安定的に利益を計上することができる合理的な見込みがあること。</u></p>	<p>1. 第2条（上場審査）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、<u>新規上場申請書類（有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。）及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</u></p> <p>a 第1号関係</p> <p>(a) <u>新規上場申請者の企業グループの利益計画及び収支計画に合理性があること。</u></p> <p>(b) <u>新規上場申請者の企業グループの今後の損益及び収支の見通しが良好なものであること。この場合において、新規上場申請者の企業グループが、次のイからハまでのいずれかに該当するときは、今後の損益及び収支の見通しが良好なものとして取り扱うものとする。</u></p> <p>イ <u>新規上場申請者の企業グループの最近における損益及び収支の水準を維持することができる合理的な見込みがあるとき。</u></p> <p>ロ <u>新規上場申請者の企業グループの損益又は収支が悪化している場合において、当該企業グループの損益又は収支の水準の今後における回復が客観的な事実に基づき見込まれるなど当該状況の改善が認められるとき。</u></p> <p>ハ <u>新規上場申請者の企業グループの最近における損益又は収支が良好でない</u></p>

- (c) (略)
- b・c (略)
- d 第4号関係
  - (a)～(d)
  - (e) (a)から前(d)までの規定にかかわらず、新規上場申請者の発行する株券が既に国内の他の金融商品取引所に上場しており、新規上場申請者の企業内容等の開示実績が良好である場合には、その状況を勘案して、審査を行うこととする。

- e (略)
- (3) 前(2)の規定にかかわらず、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第1項各号に掲げる事項の審査は、分割により承継する事業及び分割の計画等について、前(2)に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(4) 第3項に規定する本所が定める期間は、本所が本則市場への新規上場申請を受理してから3か月とする。

2. 第4条(上場審査基準)第1項関係

- (1) (略)
- (2) 株式の分布状況
  - a (略)
  - b 新規上場申請者が、前aの(e)又は(f)の規定により少数特定者持株数及び株主数の算定の基礎とした基準日等((f)の場合

場合において、当該企業グループが近い将来に相応の利益を計上することが合理的に見込まれ、かつ、当該企業グループの今後における損益又は収支の回復又は改善が客観的な事実に基づき認められるとき。

- (c) (略)
- b・c (略)
- d 第4号関係
  - (a)～(d)
  - (新設)

- e (略)
- (3) 前(2)の規定にかかわらず、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、分割により承継する事業及び分割の計画等について、前(2)に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(新設)

2. 第4条(上場審査基準)第1項関係

- (1) (略)
- (2) 株式の分布状況
  - a (略)
  - b 新規上場申請者が、前aの(e)又は(f)の規定により少数特定者持株数及び株主数の算定の基礎とした基準日等((f)の場合

にあつては、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当の基準となる日。以下この（２）において「最近の基準日等」という。）の後に上場申請に係る株券の公募若しくは売出し又は上場のための数量制限付分売を行う場合は、次の取扱いによるものとし、当該取扱いに定める「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」に記載される株式の分布状況に基づき少数特定者持株数及び株主数を算定するものとする。

（a） 公募又は売出しを行う場合

イ・ロ （略）

ハ 元引受会員は、原則として公募又は売出しの申込期間終了の日から起算して3日目（休業日を除外する。）の日までに、本所所定の「公募又は売出実施通知書」を提出するとともに、当該公募又は売出しの内容を新規上場申請者に通知するものとする。

ニ （略）

（b） 上場のための数量制限付分売を行う場合

イ・ロ （略）

ハ 立会外分売取扱会員は、原則として上場のための数量制限付分売の日から起算して3日目（休業日を除外する。）の日までに、本所所定の「数量制限付分売後の株式の分布状況表」を提出するとともに、当該上場のための数量制限付分売の結果を新規上場申請者に通知するものとする。

（c） （略）

c～e （略）

f 新規上場申請者が、上場日以前に合併又は株式交換若しくは株式移転を行う場合の株式の分布状況については、前eの規定を準用する。

にあつては、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当の基準となる日。以下この（２）において「最近の基準日等」という。）の後に上場申請に係る株券の公募若しくは売出し又は上場のための数量制限付分売を行う場合は、次の取扱いによるものとし、当該取扱いに定める「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」に記載される株式の分布状況に基づき少数特定者持株数及び株主数を算定するものとする。

（a） 公募又は売出しを行う場合

イ・ロ （略）

ハ 元引受会員は、原則として公募又は売出しの申込期間終了の日から起算して3日以内に、本所所定の「公募又は売出実施通知書」を提出するとともに、当該公募又は売出しの内容を新規上場申請者に通知するものとする。

ニ （略）

（b） 上場のための数量制限付分売を行う場合

イ・ロ （略）

ハ 立会外分売取扱会員は、原則として上場のための数量制限付分売の日から起算して3日以内に、本所所定の「数量制限付分売後の株式の分布状況表」を提出するとともに、当該上場のための数量制限付分売の結果を新規上場申請者に通知するものとする。

（c） （略）

c～e （略）

（新設）

(3)・(4) (略)

(5) 純資産の額

a 第5号に規定する上場日における純資産の額については、次の(a)及び(b)に掲げる区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する額を審査対象とするものとする。

(a) 上場申請日の属する事業年度の初日以後に新規上場申請者が「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書を作成した場合

直近の「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書に記載された直前四半期会計期間の末日における純資産の額

(b) 前(a)以外の場合

「上場申請のための有価証券報告書」に記載された直前事業年度の末日における純資産の額

b 前a(a)に規定する直前四半期会計期間の末日における「純資産の額」とは、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）の規定により作成された四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第60条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び少数株主持分を控除して得た額をいう。以下この(5)において同じ。）をいうものとする。

ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第4号に規定するIFRS任意適用会社をいう。以下同じ。）である場合又は同規則第95条において準用する連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける場合は、四

(3)・(4) (略)

(5) 純資産の額

(新設)

a 第5号に規定する「純資産の額」とは、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び少数株主持分を控除して得た額をいう。以下同じ。）をいうものとする。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第4号に規定するIFRS任意適用会社をいう。以下同じ。）である場合又は同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

c 前bの場合において、有価証券上場規程第3条第6項第4号に定める四半期貸借対照表のうち直近の四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）の規定により作成された四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第53条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下この（5）において同じ。）が負でないことを要するものとする。

d b及び前cの規定にかかわらず、新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合のa（a）に規定する「純資産の額」とは、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合は、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

e a（a）において、新規上場申請者が上場申請日の属する四半期会計期間の初日以後に持株会社になった場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）には、その子会社（持株会社になった日の子会社に限る。）の四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額（当該子会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額）（当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該四半期連結貸借対照表又は四半期貸

b 前aの場合において、上場申請日の直前事業年度の末日における貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第54条の3第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下同じ。）が負でないことを要するものとする。

c a及び前bの規定にかかわらず、新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合の第5号に規定する「純資産の額」とは、貸借対照表に基づいて算定される純資産の額をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合は、貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

d 第5号において、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後に持株会社になった場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）には、その子会社（持株会社になった日の子会社に限る。）の連結貸借対照表（当該子会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表）に基づいて算定される純資産の額に相当する額（当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額）につ

借対照表を結合した貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額) について審査対象とするものとする。

e の 2 a (b) において、新規上場申請者又はその子会社が上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の(a)又は(b)に掲げる行為を行っている場合には、当該(a)又は(b)に定める会社の純資産の額について審査対象とするものとする。

(a) 合併 (新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。)

合併主体会社

(b) 株式交換 (新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の株式交換を除く。)

株式交換主体会社

f a (a) において、新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社 (当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。) であって、上場申請日の直前四半期会計期間の末日においてその事業を承継していない又は譲り受けていない場合には、有価証券上場規程に関する取扱い要領 2. (4) d の 2 又は e の 2 の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る純資産の額に相当する額について審査対象とするものとする。

g a (a) において、新規上場申請者が上場申請日の属する四半期会計期間の初日以後相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には、当該相互会社の四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額 (当該相互会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、四半期貸借対照表に

いて審査対象とするものとする。

(新設)

e 第 5 号において、新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社 (当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。) であって、上場申請日の直前事業年度の末日においてその事業を承継していない又は譲り受けていない場合には、有価証券上場規程に関する取扱い要領 2. (4) d の 2 又は e の 2 の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る純資産の額に相当する額について審査対象とするものとする。

f 第 5 号において、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には、当該相互会社の連結貸借対照表 (当該相互会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表) に基づいて算定される純資産の額に相当する額について

基づいて算定される純資産の額)に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における純資産の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の基金の額(保険業法第89条第1項ただし書に規定する額を除く。)を控除するとともに、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分額として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

h 新規上場申請者(eから前gまでに規定する会社のうち新規上場申請者以外の会社を含む。)が上場申請日の属する四半期会計期間の初日以後においてeから前gまでに規定する行為を重ねて行っている場合については、eから前gまでの規定の趣旨に照らして本所が適当と認める財務情報に基づいて算定される純資産の額に相当する額について審査対象とするものとする。

i 新規上場申請者が、上場申請日の直前四半期会計期間の末日の翌日以後に新規上場申請に係る株券の公募を行う場合又は行った場合であって、直前四半期会計期間の末日における純資産の額、公募による調達見込額又は調達額及び審査対象とする純資産の額を記載した本所所定の「純資産の額計算書」を提出するときは、当該「純資産の額計算書」に記載される純資産の額について審査対象とするものとする。

j bから前iまでの規定は、a(b)について準用する。この場合において、これらの規定中「直前四半期会計期間」とあるのは「直前事業年度」と、「四半期連結貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「同規則第95条において準用する連結財務諸表規則第95条」とあるのは「連結財務諸表規則第95条」と、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第64号)」とあるのは

審査対象とするものとする。この場合における純資産の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の基金の額(保険業法第89条第1項ただし書に規定する額を除く。)を控除するとともに、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分額として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

g 新規上場申請者(dから前fまでに規定する会社のうち新規上場申請者以外の会社を含む。)が上場申請日の属する事業年度の初日以後においてdから前fまでに規定する行為を重ねて行っている場合については、dから前fまでの規定の趣旨に照らして本所が適当と認める財務情報に基づいて算定される純資産の額に相当する額について審査対象とするものとする。

(新設)

(新設)

「連結財務諸表規則」と、「同規則第60条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第45条の2第1項に規定する準備金等」と、「有価証券上場規程第3条第6項第4号に定める四半期貸借対照表のうち直近の四半期貸借対照表」とあるのは「上場申請のための有価証券報告書」に記載された直前事業年度の末日における貸借対照表」と、「四半期貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、「四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）」とあるのは「財務諸表等規則」と、「同規則第53条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第54条の3第1項に規定する準備金等」と、「四半期連結財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、「上場申請日の属する四半期会計期間」とあるのは「上場申請日の属する事業年度」とそれぞれ読み替えるものとする。

(6) 利益の額

(削る)

- a 第6号に規定する「利益の額」とは、連結損益計算書等（連結損益計算書及び連結包括利益計算書、又は連結損益及び包括利益計算書をいう。以下同じ。）に基づいて算定される利益の額（連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。）をいうものとする。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

(6) 利益の額

- a 第6号に規定する「最近」の起算は、上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼるものとする（以下、最近の起算については、この取扱いにおいて同じ。）。
- b 第6号に規定する「利益の額」とは、連結損益計算書等（連結損益計算書及び連結包括利益計算書、又は連結損益及び包括利益計算書をいう。以下同じ。）に基づいて算定される利益の額（連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」（同規則第67条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額）とのいずれか低い額に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。）

b 前aの規定にかかわらず、審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間に係る第6号に規定する「利益の額」とは、損益計算書に基づいて算定される利益の額（財務諸表等規則第95条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」をいう。以下同じ。）をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合は、損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

c (略)

d (略)

e (略)

eの2 第6号において、新規上場申請者又はその子会社が審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において株式交換（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の株式交換を除く。）を行っている場合は、株式交換を行う前については、株式交換主体会社の連結損益計算書に基づいて算定される利益の額（株式交換主体会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間である場合は、当該期間については、株式交換主体会社の損益

をいうものとする。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

c 前bの規定にかかわらず、審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間に係る第6号に規定する「利益の額」とは、損益計算書に基づいて算定される利益の額（財務諸表等規則第95条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第95条の4により表示される「税引前当期純利益金額」又は「税引前当期純損失金額」（同規則第98条の2により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額）のいずれか低い額をいう。以下同じ。）をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合は、損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

d (略)

e (略)

f (略)

(新設)

計算書に基づいて算定される利益の額）について審査対象とするものとする。

f 第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者がeの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、審査対象期間にその事業の承継又は譲受け前の期間が含まれる場合には、その承継又は譲受け前の期間については、有価証券上場規程に関する取扱い要領2.（4）dの2又はeの2の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

g 第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者がeの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合であって、審査対象期間に当該組織変更前の期間が含まれるときは、その組織変更前の期間については、当該相互会社の連結会計年度の連結損益計算書等（当該相互会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書）に基づき算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における利益の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分額として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

h 新規上場申請者（eから前gまでに規定する会社のうち新規上場申請者以外の会社を含む。）が審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後においてeから前gまでに規定する行為を重ねて行ってい

g 第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者がfの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、審査対象期間にその事業の承継又は譲受け前の期間が含まれる場合には、その承継又は譲受け前の期間については、有価証券上場規程に関する取扱い要領2.（4）dの2又はeの2の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

h 第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者がfの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合であって、審査対象期間に当該組織変更前の期間が含まれるときは、その組織変更前の期間については、当該相互会社の連結会計年度の連結損益計算書等（当該相互会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書）に基づき算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における利益の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分額として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

i 新規上場申請者（fから前hまでに規定する会社のうち新規上場申請者以外の会社を含む。）が審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後においてfから前hまでに規定する行為を重ねて行ってい

る場合については、eから前gまでの規定の趣旨に照らして本所が適当と認める財務情報に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

a～f (略)

g 新規上場申請者又はその子会社が審査対象期間又は新規上場申請日の属する事業年度の初日以後に合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。）又は株式交換（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の株式交換を除く。）を行っている場合には、審査対象期間のうち当該合併前の期間については、合併主体会社の当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等及び当該財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等についても審査対象とするものとする。

(8)～(11) (略)

4. 第5条（アンビシャスへの上場審査）関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。ただし、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第1項各号に掲げる事項の審査は、分割により承継する事業及び分割の計画等について、第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a 第1号関係

(a)～(d) (略)

(e) (a)～前(e)までの規定にかかわらず、新規上場申請者の発行する株券

る場合については、fから前hまでの規定の趣旨に照らして本所が適当と認める財務情報に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

a～f (略)

g 新規上場申請者又はその子会社が審査対象期間に合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。）を行っている場合には、審査対象期間のうち当該合併前の期間については、合併主体会社の当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等及び当該財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等についても審査対象とするものとする。

(8)～(11) (略)

4. 第5条（アンビシャスへの上場審査）関係

第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。ただし、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、分割により承継する事業及び分割の計画等について、第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a 第1号関係

(a)～(d) (略)

(新設)

が既に国内の他の金融商品取引所に上場しており、新規上場申請者の企業内容等の開示実績が良好である場合には、その状況を勘案して審査を行うこととする。

b～e (略)

(2) 第3項に規定する本所で定める期間は、本所がアンビシャスへの新規上場申請を受理してから2か月とする。

5. 第6条（アンビシャスへの上場審査基準）  
第1項関係

(1) 2.(2)の規定は、第1号の場合に準用する。

b～e (略)

(新設)

5. 第6条（アンビシャスへの上場審査基準）  
第1項関係

(1) 株式の分布状況

a 新規上場申請者及び元引受会員は、上場申請に係る株券の公募又は公募及び売出し（以下この(1)及び(2)において「上場に係る公募等」という。）の内容及び手続を記載した本所所定の「公募又は売出予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、本所の会員（有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する非会員金融商品取引業者を含む。）が上場に係る公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては、当該上場に係る公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する金融商品取引業者である本所の会員を元引受会員とみなしてこの規定を適用する。（以下この(1)において同じ。）

b 本所が新規上場申請者の株式の分布状況と「公募又は売出予定書」を検討し、当該予定書の内容を不相当と認めて、その変更を要請した場合には、新規上場申請者及び元引受会員は、その内容を改善し、かつ、改善後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。

c 元引受会員は、原則として上場に係る公

募等の申込期間終了の日から起算して3日以内に、本所所定の「公募又は売出実施通知書」を提出するとともに、当該上場に係る公募等の内容を新規上場申請者に通知するものとする。

d 前cに規定する「公募又は売出実施通知書」は、元引受会員が2社以上ある場合には、当該元引受会員のうち1社が代表して提出することができるものとする。

e 2.(2)bの(c)の規定は、上場に係る公募について非会員金融商品取引業者又は外国証券業者が元引受契約等を締結する場合について準用する。

f 新規上場申請者の上場申請に係る株式が、原則として、単一銘柄であり、かつ、その上場申請に係る株式の数が当該株式の発行済株式数と同数であることを要するものとする。ただし、本所が新規上場申請者の上場申請に係る株式の発行済株式のうち、一部に上場に適さない株式があると認められた場合には、上場に適さない株式を除く発行済株式について上場を認めることができるものとし、この場合において、上場株式数が上場申請に係る株式の発行済株式総数の50%以上であることを要するものとする。

g 第1号aのbに規定する「本所が別に定める株式」とは、新規上場申請者に人的分割により事業を承継させる上場会社の株主（その大株主上位10名及び特別利害関係者を除く。）に交付される新規上場申請者の株式（1単位以上の株式を所有する株主が所有する株式に限る。）をいうものとする。

(2) 2.(5)の規定は、第2号の場合に準用する。

(削る)

(2) 純資産の額及び上場時価総額

a 2.(5)aからgまでの規定は、第2号の場合に準用する。この場合において、b中「直前事業年度の末日」とあるのは「上

(削る)

(削る)

(2) の 2 ~ (4) (略)

6. 第6条 (アンビシャスの上場審査基準) 第2項関係

(1) (略)

(2) 3. の規定は、第2項の場合に準用する。この場合において、3. (2) 中「株主の数が150人以上」とあるのは「株主の数が100人以上」と読み替えるものとする。

7. 第7条 (上場市場の変更審査) 関係

(1) 1. 及び2. の規定は、第1項の場合に準用する。この場合において、2. (5) 中「新規上場申請日の属する事業年度の初日以後に新規上場申請者が「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書を作成した場合」とあるのは、「市場変更申請日の属する事業年度の初日 (市場変更申請日

場日」と読み替えるものとする。

b. 第2号に規定する「上場日における純資産の額」とは、上場申請日の直前事業年度の末日における純資産の額に、第1号aに規定する上場申請にかかる株券の公募により増加する純資産の額を加算した額とする。

c. 第2号に規定する「上場時価総額」とは、上場に係る公募等の見込み価格に、上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額をいうものとする。ただし、新規上場申請者が第1号aの(b)に定める場合に該当する場合においては、上場申請に係る株券の売出しを行うときは当該売出しの価格に、上場申請に係る株券の売出しを行わないときは本所が合理的と認める算定式により計算された当該上場申請に係る株券の評価額に、それぞれ上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額をいうものとする。

(2) の 2 ~ (4) (略)

6. 第6条 (アンビシャスの上場審査基準) 第2項関係

(1) (略)

(2) 3. (1)、(3) 及び (4) の規定は、第2項の場合に準用する。

7. 第7条 (上場市場の変更審査) 関係

(1) 1. 及び2. の規定は、第1項の場合に準用する。

がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日)以後に上場市場変更申請者が四半期報告書を作成した場合」と、「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書」とあるのは「四半期報告書」と、「上場申請のための有価証券報告書」とあるのは「直近の有価証券報告書」と、2.(6)中「上場申請日の属する事業年度の初日」とあるのは「市場変更申請日の属する事業年度の初日(市場変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日)」と、「上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「市場変更申請日の直前事業年度の末日(市場変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日)」と、2.(7)中「上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「市場変更申請日の直前事業年度の末日(市場変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日)」とそれぞれ読み替えるものとする。

(削る)

(2) 第1項において準用する第2条第1項に掲げる事項の審査において、本所は、アンビシャスへの新規上場時から会社の事業内容、コーポレートガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更のないときは、その状況を勘案して、企業の継続性及び収益性並びに上場後の企業内容等の開示実績等を中心に審査を行うことができるものとする。

(3) 第1項において準用する第4条第1項第3号の規定の上場市場の変更審査におい

(2) 4.及び5.の規定は、第2項の場合に準用する。

(新設)

(新設)

て、「上場日」とあるのは「上場市場の変更日」と、「上場時価総額が10億円以上」とあるのは「上場時価総額が6億円以上」と読み替えるものとする。

(4) 第4項に規定する本所で定める期間は、本所が上場市場の変更申請を受理してから3か月とする。

(新設)

付 則

この改正規定は、平成24年6月1日から施行する。

上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(公募又は売出実施通知書の作成の時期等)</p> <p>第1条の5 上場前公募等規則第3条の6第1項に規定する「遅滞なく」とは、原則として上場前の公募等の申込期間終了の日から起算して3日目(休業日を除外する。)の日までをいうものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年6月1日から施行する。</p>	<p>(公募又は売出実施通知書の作成の時期等)</p> <p>第1条の5 上場前公募等規則第3条の6第1項に規定する「遅滞なく」とは、原則として上場前の公募等の申込期間終了の日から起算して3日目の日までをいうものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>

企業行動規範に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>6. 第19条（公表措置等）関係            (1)・(2) (略)</p> <p>付 則            この改正規定は、平成24年6月1日から施行する</p>	<p>6. 第19条（公表措置）関係            (1)・(2) (略)</p>

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 上場時価総額</p> <p>a 第4号に規定する「上場時価総額が5億円に満たない場合（直前事業年度の末日における純資産の額が<u>5億円以上であり、事業改善計画書等を本所に提出している場合を除く。</u>）」とは、月間平均上場時価総額（本所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、本所がその都度定める価格とする。以下同じ。）に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるものに限る。）又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の2日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の3日前の日）において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(4)、2.(2)において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）又は月末上場時価総額（毎月末日における本所の売買立会における当該株券の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が5億円に満たない場合をいうものとする。</p> <p>b～f (略)</p>	<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 上場時価総額</p> <p>a 第4号に規定する「上場時価総額が5億円に満たない場合（直前事業年度の末日における純資産の額が<u>20億円以上である場合を除く。</u>）」とは、月間平均上場時価総額（本所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、本所がその都度定める価格とする。以下同じ。）に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるものに限る。）又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の2日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の3日前の日）において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(4)において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）又は月末上場時価総額（毎月末日における本所の売買立会における当該株券の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が5億円に満たない場合をいうものとする。</p> <p>b～f (略)</p>

(5) (略)

- a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2.(5) bに規定する連結貸借対照表（比較情報（財務諸表等規則第6条、連結財務諸表規則第8条の3、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）第4条の3、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条の3、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第3条の2及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第4条の2に規定する比較情報をいう。以下同じ。）を除く。以下この号において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には、同取扱い2.(5) cに規定する貸借対照表（比較情報を除く。以下この号において同じ。）に基づいて算出される純資産の額とし、連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける会社である場合はこれに相当する額）が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第4号に規定するIFRS任意適用会社をいう。以下同じ。）である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（本所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいうものとする。
- b 株券上場審査基準の取扱い2.(6) c（監査意見に基づく修正）の規定は、第5号の場合に準用する。この場合において「利益」と

(5) 債務超過

- a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2.(5) aに規定する連結貸借対照表（比較情報（財務諸表等規則第6条、連結財務諸表規則第8条の3、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）第4条の3、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条の3、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第3条の2及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第4条の2に規定する比較情報をいう。以下同じ。）を除く。以下この号において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には、同取扱い2.(5) bに規定する貸借対照表（比較情報を除く。以下この号において同じ。）に基づいて算出される純資産の額とし、連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける会社である場合はこれに相当する額）が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第4号に規定するIFRS任意適用会社をいう。以下同じ。）である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（本所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいうものとする。
- b 株券上場審査基準の取扱い2.(6) d（監査意見に基づく修正）の規定は、第5号の場合に準用する。この場合において「利益」と

あるのは、「純資産」と読み替える。

c (略)

d 第5号ただし書に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第5号ただし書に定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハの区分に従い、当該イからハに規定する書面

イ～ハ (略)

(b) (略)

e・f (略)

## (5)の2 業績

a 第5号の2に規定する「最近4連結会計年度」とは、直前連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には直前事業年度）の末日からさかのぼって4連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、事業年度と読み替えるものとする。）をいうものとする。

b 第5号の2に規定する「営業利益」とは、連結損益計算書等（比較情報を除く。）（審査対象期間において上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、損益計算書（比較情報を除く。）に記載される営業利益をいうものとする。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、連結損益計算書上の営業

あるのは、「純資産」と読み替える。

c (略)

d 第5号ただし書に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第5号ただし書に定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。

(a) 次のイ又はロの区分に従い、当該イ又はロに規定する書面

イ～ハ (略)

(b) (略)

e・f (略)

(新設)

利益に相当する額をいうものとする。

c 第5号の2に規定する「営業活動によるキャッシュ・フロー」とは、連結キャッシュ・フロー計算書（審査対象期間において上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、キャッシュ・フロー計算書）に記載される営業活動によるキャッシュ・フローをいうものとする。ただし、上場会社が連結財務諸表規則第93条又は第95条の規定の適用を受ける場合は、連結キャッシュ・フロー計算書上の営業活動によるキャッシュ・フローに相当する額をいうものとする。

d 第5号の2に規定する「1か年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならないとき」とは、第5号の2に規定する「最近4連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社では期間がある場合は、当該期間については、事業年度を読み替えるものとする。）における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローが負」となった審査対象連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には審査対象事業年度）の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1か年目の日が上場株券の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（この（5）の2dにおいて「猶予期間」という。）において営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならないときをいうものとする。

(6)～(10) (略)

(11) 上場契約違反等

第12号に規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。

a～d (略)

(6)～(10) (略)

(11) 上場契約違反等

第12号に規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。

a～d (略)

e 企業行動規範に関する規則第19条第3項の規定に基づき上場会社に対して警告措置を行うことが必要と認める場合で、次の(a)から(c)までのいずれかに該当するとき。

(a) 当該上場会社が、本所が当該警告措置を行うことが必要と認めた日から起算して過去5年以内に企業行動規範に関する規則第19条第1項に基づく公表措置及び同規則第19条第2項に基づく警告措置を受けているとき。

(b) 当該上場会社が、本所が当該警告措置を行うことが必要と認めた日から起算して過去5年以内に企業行動規範に関する規則第19条第2項に基づく警告措置及び同規則第19条第3項に基づく警告措置を受けているとき。

(c) 当該上場会社が、本所が当該警告措置を行うことが必要と認めた日から起算して過去5年以内に企業行動規範に関する規則第19条第3項に基づく警告措置を2回受けているとき。

f aから前eまでのほか、上場会社が上場契約について重大な違反を行ったと本所が認める場合

(12)～(16) (略)

## 2. 第2条の2 (アンビシャスの上場廃止基準) 関係

### (1) 株式の分布状況

a 1.(2)の規定は、第1号の場合に準用する。この場合において、1.(2)aの2中「1か年以内に150人以上とならないとき」とあるのは「1か年以内に100人以上とならないとき」と、「150人以上とならないとき」とあるのは、「100人以上とならないとき」と読み替える。

(新設)

e aから前dまでのほか、上場会社が上場契約について重大な違反を行ったと本所が認める場合

(12)～(16) (略)

## 2. 第2条の2 (アンビシャスの上場廃止基準) 関係

### (1) 株式の分布状況

a 1.(2) aの2からcまで及びfからkまでの規定は、第1号(ただし書を除く。)の場合に準用する。この場合において、1.(2)aの2中「第2号aの(a)に規定する「1か年以内に上場株式数の80%以下とならないとき」又は同号bに規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」」とあるのは「第1号に規定する「1か年以内に100人以上とならないとき」」と、「上場株式数の8

b 1.(2)1 (少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い)の規定は、第1号ただし書の場合に準用する。

c 第1号の規定については、上場申請事業年度の翌事業年度から起算して2事業年度の間は適用しないものとする。

(2) 上場時価総額

a 第2号に規定する「上場時価総額が2億円に満たない場合(直前事業年度の末日における純資産の額が2億円以上であり、かつ事業改善計画書等を本所に提出している場合を除く。)」とは、月間平均上場時価総額又は月末上場時価総額が2億円に満たない場合をいうものとする。

b～d (略)

e 第2号の規定については、上場申請事業年度の翌事業年度から起算して4事業年度の間は適用しないものとする。

(3) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 改正後の1.(5)の2の規定は、この改正規定施行の日の前日において本所に株券が上場されている上場会社については、平成24年7月1日以後に開始する連結会計年度を最初の連結会計年度として適用する。

0%以下にならないとき又は、150人以上とならないとき」とあるのは、「100人以上とならないとき」と、1.(2)hからkまでの規定中「第2号b」とあるのは「第1号」と読み替える。

b 1.(2)1 (少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い)の規定 (少数特定者持株数に係る部分を除く。)は、第1号ただし書の場合に準用する。

(新設)

(2) 上場時価総額

a 第2号に規定する「上場時価総額が2億円に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額又は月末上場時価総額が2億円に満たない場合をいうものとする。

b～d (略)

e 上場日の属する月の上場時価総額については、第2号の基準に係る審査対象としないものとする。

(3) (略)

監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定)</p> <p>第3条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（投資信託受益証券を除く。以下同じ）については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理銘柄への指定</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(h)の2、(h)の3、(j)、(k)、(m)の5又は(n)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p><u>(d)の2 上場会社が株券上場廃止基準第2条第5号の2（第2条の2第3号において読み替える場合を含む。）に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、同号に該当するかどうかを確認できないとき。</u></p> <p>(e)～(n) (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定)</p> <p>第3条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（投資信託受益証券を除く。以下同じ）については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理銘柄への指定</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(h)の2、(h)の3、(j)、(k)、(m)の5又は(n)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(e)～(n) (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>
<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定期間)</p> <p>第4条 前条に規定する銘柄の監理銘柄又は整理銘柄への指定期間は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理銘柄への指定期間</p> <p>監理銘柄への指定期間は、次の(a)から(e)までに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が</p>	<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定期間)</p> <p>第4条 前条に規定する銘柄の監理銘柄又は整理銘柄への指定期間は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理銘柄への指定期間</p> <p>監理銘柄への指定期間は、次の(a)から(e)までに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が</p>

定める日までとする。

(a) ~ (d) (略)

(e) 前条第1号aの(a)の2、(b)の2、(c)、(d)、(d)の2、(f)、(h)の2、(h)の3、(j)、(k)、(k)の2及び(m)の2から(n)の場合

本所が必要と認めた日

b (略)

(2) ~ (4)

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成24年6月1日から施行する。

定める日までとする。

(a) ~ (d) (略)

(e) 前条第1号aの(a)の2、(b)の2、(c)、(d)、(f)、(h)の2、(h)の3、(j)、(k)、(k)の2及び(m)の2から(n)の場合  
本所が必要と認めた日

b (略)

(2) ~ (4)

2 (略)

東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例の取扱い一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第2条（株券上場審査基準の特例）関係 （削る）</p> <p>（削る）</p> <p><u>（1） 第2条第1項の規定の適用を受ける新規上場申請者（アンビシャスへの新規上場申請者を除く。）についての株券上場審査基準の取扱い2.（7）の規定の適用については、同取扱いd中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合並びに監査報告書及び四半期レビュー報告書において、東日本大震災に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記</u></p>	<p>2. 第2条（株券上場審査基準の特例）関係</p> <p><u>（1） 第2条第1項の規定の適用を受ける新規上場申請者については、次のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p>a <u>株券上場審査基準の取扱い2.（5）の規定は、第2条第1項の規定の適用を受ける新規上場申請者について準用する。ただし、第2条第1項において読み替えて適用する場合の株券上場審査基準第4条第1項第5号ただし書の適用を受ける場合にあっては、本所が適当と認める財務書類に基づいて算定される純資産の額について審査対象とするものとする。</u></p> <p>b <u>第2条第1項の規定の適用を受ける新規上場申請者は、同項において読み替えて適用する株券上場審査基準第4条第1項第5号に定める基準に適合することを説明する書面を提出するものとする。</u></p> <p><u>（2） 第2条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者についての株券上場審査基準の取扱い2.（6）の規定の適用については、同取扱い中「及び債務免除益の金額」とあるのは「、債務免除益の金額及び東日本大震災に起因した特別損失」とする。</u></p> <p><u>（3） 第2条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者（アンビシャスへの新規上場申請者を除く。）についての株券上場審査基準の取扱い2.（7）の規定の適用については、同取扱いd中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合並びに監査報告書及び四半期レビュー報告書において、東日本大震災に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場</u></p>

載されている場合」とする。

(2) 第2条第1項の規定の適用を受ける新規上場申請者（アンビシャスへの新規上場申請者に限る。）についての株券上場審査基準の取扱い5.(4)の規定の適用については、同取扱いb中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合並びに監査報告書及び四半期レビュー報告書において、東日本大震災に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

付 則

この改正規定は、平成24年6月1日から施行する。

合」とする。

(4) 第2条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者（アンビシャスへの新規上場申請者に限る。）についての株券上場審査基準の取扱い5.(4)の規定の適用については、同取扱いb中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合並びに監査報告書及び四半期レビュー報告書において、東日本大震災に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

退職給付会計基準の適用等に関する有価証券上場規程に関する  
取扱い要領の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 退職給付会計基準の適用により生じる会計基準変更時差異に関する取扱いの特例</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株券上場審査基準第4条(上場審査基準)第1項関係</p> <p>退職給付会計基準の適用により会計基準変更時差異(費用の減額処理が行われるべきものを除く。)が発生した新規上場申請者に対する株券上場審査基準第4条第1項第5号及び第6号の規定の適用に当たっては、株券上場審査基準の取扱い2.(5) <u>b</u> に規定する<u>四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額並びに同 c 及び d</u> に規定する<u>四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額</u>について、それぞれ、会計基準変更時差異未処理額(会計基準変更時差異から直前四半期会計期間以前において費用処理された額を控除した額をいう。)を控除したうえで税効果相当額を加算するとともに、同取扱い2.(6) <u>a</u> に規定する連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額及び同 <u>b</u> に規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象事業年度において会計基準変更時差異として費用処理された額を加算する(株券上場審査基準の取扱い2.(5) <u>j</u>により読み替えて準用する場合にあっては、同2.(5) <u>b</u>に規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額並びに同2.(5) <u>c</u>及び2.(5) <u>d</u>に規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額について、それぞれ、会計基準変</p>	<p>1. 退職給付会計基準の適用により生じる会計基準変更時差異に関する取扱いの特例</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株券上場審査基準第4条(上場審査基準)第1項関係</p> <p>退職給付会計基準の適用により会計基準変更時差異(費用の減額処理が行われるべきものを除く。)が発生した新規上場申請者に対する株券上場審査基準第4条第1項第5号及び第6号の規定の適用に当たっては、株券上場審査基準の取扱い2.(5) <u>a</u> に規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額<u>及び同 b</u>に規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額について、それぞれ、会計基準変更時差異未処理額(会計基準変更時差異から直前事業年度以前の事業年度において費用処理された額を控除した額をいう。)を控除したうえで税効果相当額を加算するとともに、同取扱い2.(6) <u>b</u>に規定する連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額及び同 <u>c</u>に規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象事業年度において会計基準変更時差異として費用処理された額を加算することができるものとする。</p>

更時差異未処理額（会計基準変更時差異から直前事業年度以前において費用処理された額を控除した額をいう。）を控除したうえで税効果相当額を加算する。）ことができるものとする。

2. 退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている場合における影響額に関する取扱いの特例（株券上場審査基準第4条（上場審査基準）第1項関係）

退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度（平成10年6月以後に終了する事業年度に限る。）において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている新規上場申請者に対する株券上場審査基準第4条第1項第6号の規定の適用に当たっては、当該会計基準の変更が正当な理由に基づくものと認められている場合には、株券上場審査基準の取扱い2.（6）aに規定する連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額及び同bに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象事業年度における当該会計基準の変更による影響額（過年度に係る影響額に限る。）を加算することとする。

付 則

この改正規定は、平成24年6月1日から施行する。

2. 退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている場合における影響額に関する取扱いの特例（株券上場審査基準第4条（上場審査基準）第1項関係）

退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度（平成10年6月以後に終了する事業年度に限る。）において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている新規上場申請者に対する株券上場審査基準第4条第1項第6号の規定の適用に当たっては、当該会計基準の変更が正当な理由に基づくものと認められている場合には、株券上場審査基準の取扱い2.（6）bに規定する連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額及び同cに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象事業年度における当該会計基準の変更による影響額（過年度に係る影響額に限る。）を加算することとする。